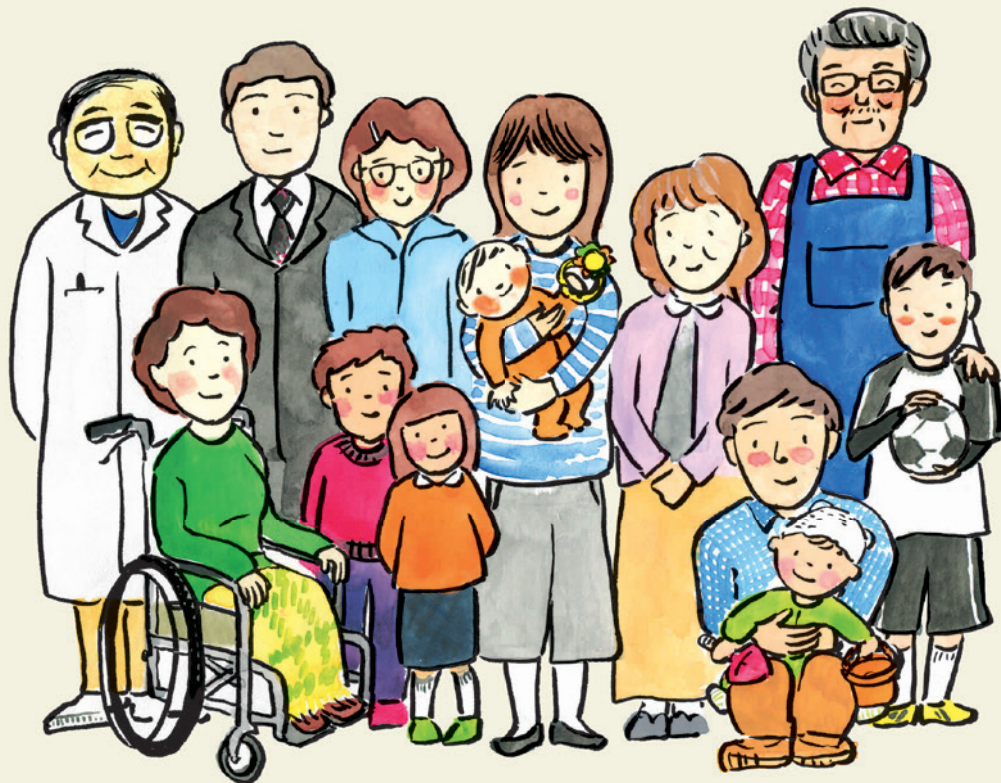


四日市市 市民協働促進計画

2016年度→2020年度



平成28年 3月

四日市市

はじめに

本市では、平成 17 年 9 月に、豊かな地域社会の実現を目指して「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」が施行されました。

また、平成 27 年 4 月には、自治会や子育て支援・福祉・防犯・防災等のさまざまな分野の市民活動団体などによる地域に根ざした市民活動について、それぞれが公共の場で果たす役割の大きさを市民一人ひとりが理解し、これを促進させるためのしくみを定めた「四日市市市民協働促進条例」が施行されました。

今回策定した「四日市市市民協働促進計画」は、同条例に基づき、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図り、真の市民自治を実現するため、意識づくりと人材育成、情報の発信と共有、市民活動団体の育成・強化、市民活動の活性化の 4 つを基本方針とし、具体的な取り組みを進めようとするものです。

申すまでもなく、本市が、総合計画に位置づけた都市像「みんなが誇りを持てるまち」を目指して持続的に発展していくためには、市民活動をより活発にし、市民協働による取り組みを充実していかなばなりません。そして、市民・市民活動団体・議会・事業者・市などが、それぞれの特性を活かして、まちづくりに力を発揮し合うことが必要です。

そこで、本計画には、市民協働を進める人材の発掘・育成に向けて、プロボノに着目した人材マッチングに取り組むこと、施策や事業の中に市民協働を効率的に取り入れることのできる企画調整力や実行力を持つ市職員を育成すること、市民が支援したい市民活動団体を選ぶ市民活動への支援のしくみをつくることなどを盛り込んでいます。今後は、この計画に基づいて、施策や事業を着実に実施してまいりますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、アンケートやヒアリングにご協力いただいた方々やパブリックコメントにご意見をいただいた方々、また、熱心に計画をご検討いただいた市民協働促進計画検討委員会の委員の皆様から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

四日市市長 田中 俊行

目 次

1. 計画の概要

- (1) 計画策定の趣旨…………… 4
- (2) 計画の位置づけと役割…………… 4
- (3) 計画の期間…………… 4
- (4) 語句の定義…………… 4

2. 四日市市における市民協働

- (1) 市民協働の必要性…………… 6
- (2) 四日市市における市民協働の状況とこれまでの取り組み…………… 10
- (3) 四日市市における市民協働の課題…………… 13

3. 四日市市における市民協働の基本的な考え方

- (1) 基本理念…………… 16
- (2) それぞれの主体の役割…………… 16
- (3) 市民協働の担い手と領域…………… 17
- (4) 市民協働に向けての心構え…………… 18
- (5) 市民協働の基本方針…………… 19

4. 市民協働を促進するための基本的方向と主な取り組み

- (1) 市民協働を促進する意識づくりと人材育成…………… 20
- (2) 市民協働を促進する情報の発信と共有…………… 22
- (3) 市民協働を促進する市民活動団体の育成・強化…………… 24
- (4) 市民協働を促進する市民活動の活性化…………… 26

5. 計画の推進にあたって

- (1) 計画の周知と共有…………… 28
- (2) 計画の推進体制…………… 28
- (3) 計画の点検・検証…………… 28

資料編

- 本市が市民協働により実施している取り組み…………… 30
- アンケート・ヒアリング結果にみる市民協働…………… 39
- 委員名簿…………… 70
- 策定経過…………… 70
- 四日市市市民協働促進条例…………… 71
- 四日市市市民自治基本条例（理念条例）…………… 74

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

この「四日市市市民協働促進計画（以下、「市民協働促進計画」という。）」は、「四日市市市民協働促進条例（以下、「市民協働促進条例」という。）」第11条に基づき、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図り、市民自治が実現されるようにするため、市民協働に関する基本方針、基本施策、目標及び主な取り組みを定めるものです。

(2) 計画の位置づけと役割

この計画は、行政だけでなく、市民等、事業者など地域を構成するすべての主体が連携、協働して市民協働のまちづくりを進めていくための指針となるものです。

この中で、行政が主体となる取り組みのほか、行政として、市民等や事業者などの橋渡しをする中間支援を行う市民活動団体の育成や、市民等が公共の利益のために自主的に行う市民活動を支援するしくみをつくるなど、市民協働の促進に必要な方策等を示し、実践につなげていくものです。

(3) 計画の期間

この計画は、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5か年を計画期間とします。

※ 上記計画期間中、必要に応じて計画内容の見直しをしていきます。

(4) 語句の定義

この計画で記述の多い市民協働に関する語句を次のとおり定義します。

なお、市民等、事業者、市民活動、市民活動団体、市民協働については、市民協働促進条例第2条に、また、地縁団体、NPO、ボランティア団体については、同条例逐条解説に基づく定義としています。

市民等

本市の区域内に居住する人のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する人及び本市の区域内に存する学校に通学する人をいいます。

事業者

本市内に存する会社、営業所、工場等をいいます。



市民活動

市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

市民活動団体

地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。

市民協働

市民権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことをいいます。

地縁団体

自治会、地区社会福祉協議会等の一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体をいいます。

NPO

「Non Profit Organization（非営利組織）」の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。

ボランティア団体

社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体をいいます。

中間支援団体（組織）

市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体（組織）であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う団体（組織）をいいます。

2 四日市市における市民協働

(1) 市民協働の必要性

① 総合計画の方向性

本市の総合計画においては、「みんなが誇りを持てるまち四日市」を目指すべき都市像としており、「安心、元気・魅力、絆のあるまちを目指して」さまざまな施策、事業に取り組んでいます。

このような中、これからの社会を取り巻く状況を見てみると、人口減少時代に入ったといわれており、国勢調査や国の将来推計人口によれば、本市においても、2010（平成 22）年の 30.8 万人をピークに減少に転じ、2040（平成 52）年に 26.9 万人、2060（平成 72）年には 22.0 万人まで減少すると予想され、緩やかながらも確実に人口減少が進むこととなり、地域社会、地域経済に対するさまざまな影響が起これると考えられます。

社会のさまざまな活動を支える担い手が減少すると、活動そのものが縮小したり、停滞したりするおそれがあります。そのため、これまで地域社会を支えてきた地域コミュニティをより一層強固なものにするとともに、福祉や環境、防犯、防災など、さまざまな分野における市民活動を支援できるような環境整備を行い、市民協働のまちづくりを進めることが重要になります。

これまで進めてきた市民協働等のさらなる推進に加え、多様な主体がそれぞれの特性を活かして公共サービスの担い手となるよう、市民協働の促進に取り組む必要があります。

また、公共サービスが「最小の経費で最大の効果」を生み出すためには、行政だけではなく、市民、事業者など地域を構成するすべての主体が連携、協働し、地域全体で四日市のまちづくりを進めていくという都市経営の視点が不可欠となってきます。

特に、これまで行政が担ってきた領域や、さらに、行政だけでは必ずしも対応しきれない領域について、公共サービスをより充実するため、公共サービスの担い手として、自治会等の地縁団体、NPO、ボランティア団体、事業者など、多様な主体が関わる「新しい公共」の実現を促し、それぞれが持つ意欲や活力、能力をまちづくりに活かしていくことが必要となっています。



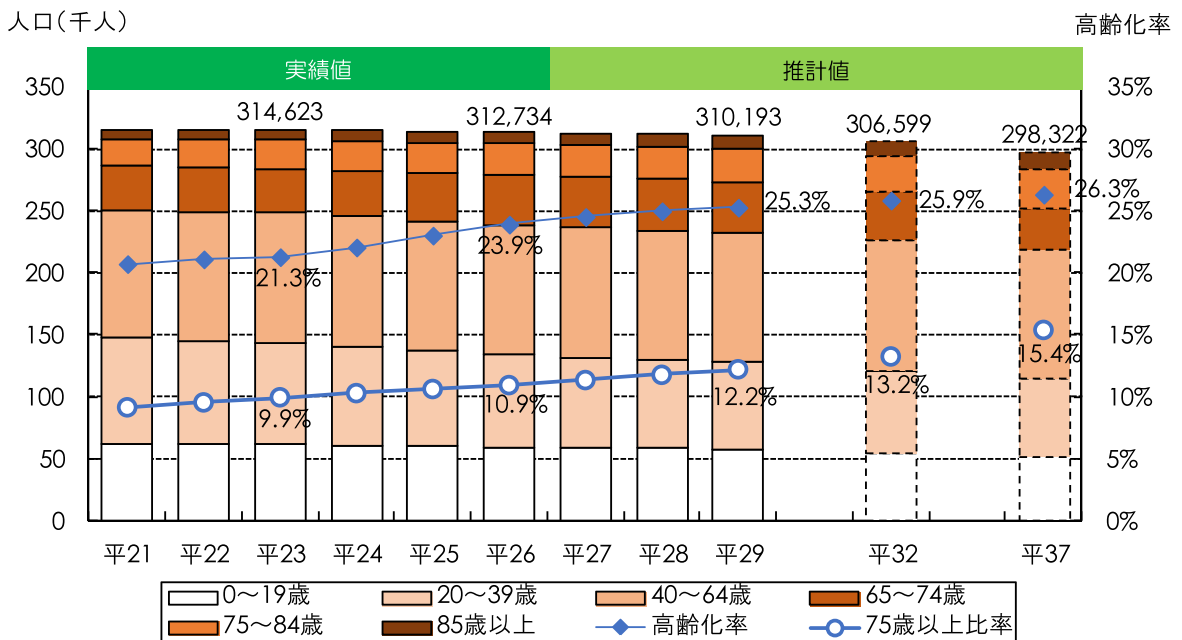
② 高齢化の進展

わが国の平均寿命は男女共に 80 歳を越え、世界一の長寿国となりました。元気な高齢者が活躍する一方で、医療や介護を必要とする高齢者も増えており、特に、いわゆる「団塊の世代」が医療や介護のニーズが高まる 75 歳を迎える 2025（平成 37）年は、「2025 年問題」ともいわれ、医療、介護体制の整備が急務となっています。

本市においても、医療や介護の需要が高まるとされる 75 歳以上の高齢者の人口比率は、2025（平成 37）年には 15.4%まで伸びることが予想されています。

今後は、医療や介護などの社会保障制度とともに、地域で支える共助のしくみがますます重要になります。医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各サービスが一体的に提供される「地域包括ケア」のしくみをつくるため、住民参加のもとで、高齢者はもちろん障害者なども含めて、地域で互いに支援し合える体制をつくり、あわせて、健康への意識を高め、生きがいある生活を実現できるよう、高齢者自身が生活支援の担い手として社会参加することを目指していく必要があります。

図 年齢別人口と高齢者比率の推移及び推計



資料：「第6次四日市市介護保険事業計画・第7次四日市市高齢者福祉計画」

③ 地域コミュニティの変化

本市では、24の地区市民センターを核として、その地域内において、自治会等が中心となって住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯、防災などの各種取り組みを行っています。

さらには、連合自治会が中心となり、地域内の諸団体が構成される「まちづくり協議会」等を設置して、地域の団体同士が連携して、地域の特性を活かしながらまちづくり活動を行っているところも増えてきています。

しかし、そうした地域コミュニティも核家族化や高齢化が進み、地域活動に対する参加意識やその重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。

また、本市には、外国人市民が7,722人（平成27年3月末現在）居住しており、生活習慣や言語の違いなどにより、地域社会で共に暮らしていくうえでの課題が顕著となっています。

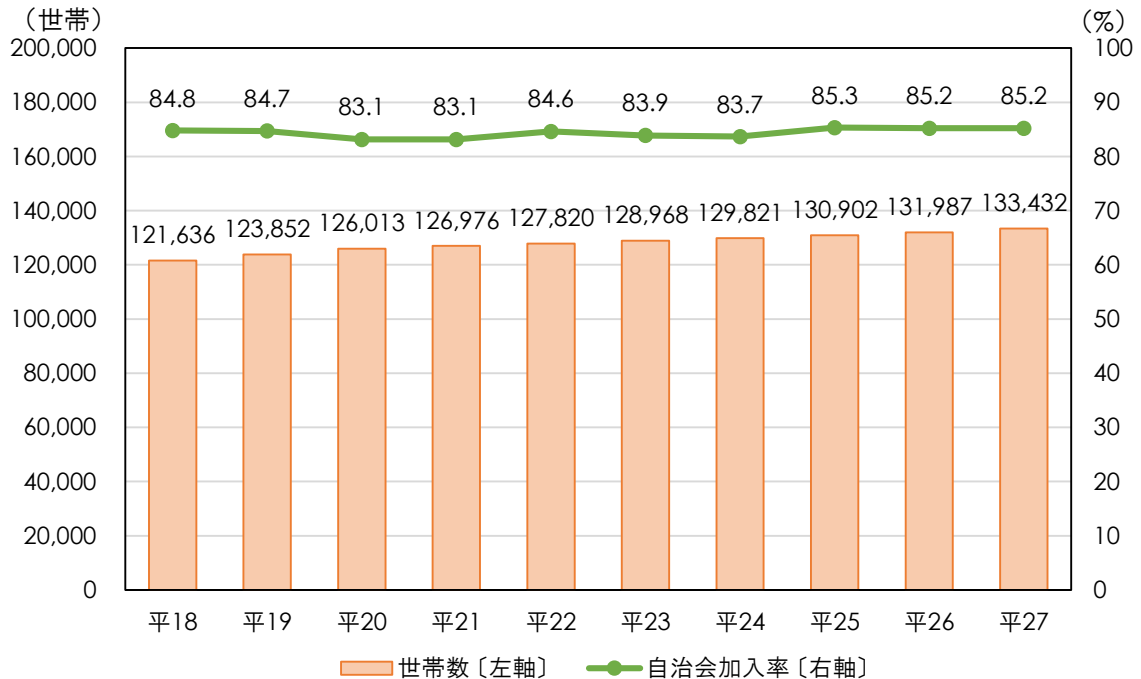
一方で、本市は自治会活動が盛んであり、それを反映して自治会加入率は85.2%（平成27年4月現在）で、この10年間においても80%台半ばを維持しているという高い状況にあります。しかしながら、自治会加入については、集合住宅等居住者は一戸建の持家居住者に比べ、自治会への加入が少ない傾向がみられることなどから、より一層の自治会加入促進が求められるとともに、自治会活動を支える後継者は不足しつつあり、新たな担い手の確保に向けた対応を図っていく必要があります。

また、市内の自治会長737人（平成27年4月現在）のうち、女性自治会長は27人で、全体のわずか3.7%という状況にあることから、女性が地域活動に一層参画し、地域のリーダーとしてさまざまな場面で活躍できるような環境づくりも求められます。

さらには、多様化かつ複雑化する地域課題に対応して、自主的に活動を行う市民活動団体の育成も必要とされています。



図 世帯数と自治会加入率の推移



資料：世帯数は住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）、
自治会加入率は各自治会の報告（各年 4 月 1 日現在）

④ 市民等や事業者における公益的活動意欲の高まり

社会の成熟化にともない、市民等が社会貢献しようとする意欲は高まりをみせてきました。

さらに本市は、高度成長期の臨海部への石油化学コンビナートの立地を背景に経済的發展を遂げてきており、こうした事業者をはじめ中小企業も含めて、社会貢献（CSR）活動は活発であり、学校や地域社会に対する貢献や社員のボランティアを推奨するなどの動きが高まっています。

今後においてもより一層、自治会等の地縁団体や、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体とともに、市民協働の重要なパートナーとして、事業者の皆さんがまちづくりを担っていくことが大切です。

(2) 四日市市における市民協働の状況とこれまでの取り組み

① これまでの市民協働促進に向けた動き

【市民活動への支援】

少子高齢社会の到来や市民ニーズの多様化により、福祉や環境、防災・防犯などの幅広い分野において、市民や行政それぞれのみでは十分に解決できない地域課題も多くみられ、市民協働による取り組みを進める必要性が高まってきています。

このような中、本市では、自治会による多様な取り組みのほか、さまざまな分野での市民活動が行われてきていることを受け、主に次のような支援によって市民活動が活発に行われる環境づくりを進めてきました。

- 市民活動センターを開設し、情報発信や相談業務などの支援を開始(平成 11 年度)
- NPO 団体「四日市NPOひろば」と四日市市が設置者となり、公益信託制度を活用して、約 10,000 千円の寄付金を原資に「公益信託四日市市民活動ファンド」を設置(平成 12 年度)
 - ・この市民活動ファンドでは、平成 23 年度までの 12 年間で延べ 64 団体に対し総額 21,048 千円の助成を行ったが、他にも市民活動を支援する補助事業があることや事業の継続に必要な基金の残高に不足をきたしたことから、平成 24 年度中に事業を終了
- 市民による先駆的な夢のある公益活動を支援する「個性あるまちづくり支援事業」を開始(平成 16 年度)
 - ・個性あるまちづくり支援事業では、平成 26 年度までの 11 年間に市民活動団体 237 団体に対して総額 123,515 千円を助成
 - ・上記事業で市民活動団体の育成に取り組んだ結果、194 団体が継続して事業を行っているということから、市民活動団体の育成に一定の成果を上げたと考え、平成 26 年度に支援を終了
- 地域再生法に基づき地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取り組みを国が支援する制度を活用し、中間支援の役割を果たす団体の育成に資するよう「市民活動による地域再生計画」実施(平成 17 年度～平成 19 年度)
 - ・この計画では、青色回転灯を使用した自主防犯パトロールなど自らの手で安全なまちづくりを実践する自主防犯活動を普及啓発する「自主防犯活動による地域コミュニティの輪・話・和」や、主に団塊世代を対象とした人材活用策である「シニアまちづくり人材バンク」、中間支援団体と実業系高校との協働による地域通貨を活用した「スチューデントエコノミー構築事業」を実施。現在も上記事業のうちいくつかの活動が発展的に継続



【条例制定の動き】

また一方、平成12年から推進された地方分権の流れを受け、本市では、四日市市市民自治基本条例（理念条例）を制定、平成17年9月1日から施行し、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて連携、協働し、まちづくりに取り組んでいます。

そして、市民自治や社会貢献の意識の高まりによって始まった市民活動が公共の場で果たす役割は大きいことから、これを持続的に発展させるため、また、四日市市市民自治基本条例の基本理念である市民自治の実現を実効性あるものにするため、市議会においては、平成21年6月に議員政策研究会市民協働促進条例分科会、平成23年6月には市民協働条例調査特別委員会が設置されました。

その中で、四日市市自治会連合会や市内のNPO、ボランティア団体など、実際に市民活動に取り組んでいる方々との意見交換も行われるなど、さまざまな角度からの議論が行われました。

そして、議員提案により市民協働の促進を図るしくみを定める市民協働促進条例を平成26年12月に制定、平成27年4月から施行しました。

② 四日市市における市民活動の状況

本市では、「(1) ③地域コミュニティの変化」で記述した自治会等による地域における多様な取り組みのほか、市内にある特定非営利活動法人119団体（平成27年3月末現在）や多くのボランティア団体などにより、活発な市民活動が行われています。

その中には、本市が発祥の地といわれる、全国モデルになった着脱式の青色回転灯を装着した自動車による自主防犯活動や、廃止バス路線の代替交通として、地元住民が主体となり、地域企業等の協力を得ながら運行する「生活バスよっかいち」、南部丘陵公園などの大規模公園の維持管理をはじめとした先進的な市民活動もあります。また、長期間にわたり活動している市民活動団体の例として、市民社会の発展のための諸活動に取り組む「特定非営利活動法人市民社会研究所」、子どもの健全育成や子育てを支援する「NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市」、さまざまなボランティア活動の情報を発信し、活動をコーディネートする「社会福祉法人四日市市社会福祉協議会・四日市ボランティアセンター」などがあります。

さらに、本市には、市民協働に関わるさまざまな主体の間に立って、それぞれの活動の支援や連携を図る中間支援の機能を持った組織もあります。

こうした組織である中間支援団体は、市民活動団体に対して全体的な観点から相互の連携、情報交換の場やノウハウの提供、活動の助言などを行っています。さらに、行政等と連携して、より市民に近い立場で各活動分野や、地域で活動するNPO、ボランティア団体などの育成支援を進めていく役割も担っています。

このような中間支援団体として、例えば、市内の地縁団体、NPO、事業者、労働組合、メディア、行政などさまざまな主体の人々によって設立された「公益財団法人ささえあいのまち創造基金」は、人、もの、お金で市民活動を応援するしくみにより、社会の課題解決や地域の活性化などの公益活動を支える中間支援を行っています。同様に「特定非営利活動法人四日市NPO協会」も市民、地縁団体、NPOが協働して活力ある地域づくりを進めるための中間支援を行っています。

中間支援活動は市民協働にとっては不可欠なものであり、今後より一層の機能充実が求められます。今後はこうした中間支援団体が、地域づくり、福祉、子育て、環境などそれぞれの分野で協働のためのコーディネート力や専門的ノウハウ等を蓄積し、行政と市民活動団体の橋渡し役を担うとともに、市民活動団体相互の横つなぎを図り、市民活動をより活発にしていくことで、協働による公共的な地域課題などの対応が一層図られていくことが期待されます。

一方、市と協働して行っている取り組みとしては、住民が主体となり、住民自ら人権が尊重されるまちづくりに取り組む啓発活動を、各地区の人権・同和教育推進協議会等に委託して実施している「人権・同和教育推進業務」や、「特定非営利活動法人四日市男女共同参画研究所」などの市民グループ（団体）との協働により、男女共同参画についての講座の開催等を行う「さんかくカレッジ」があります。さらに、市内の環境団体等をエコパートナーとし、共に環境学習・教育の充実と環境活動の活性化を図る「エコパートナーシップ推進事業」、そして、博物館ボランティアと同様に四日市公害と環境未来館においてもボランティアによる常設展示解説を行うなど、さまざまな分野での市民協働の取り組みが行われています。

このほか地域では、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来に向けて、地域において医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各サービスが一体的に提供される「地域包括ケア」のしくみづくりが必要となっていることにさきがけ、住民参加のもとで、高齢者はもちろん障害者なども含めて、地域で互いに支援し合う取り組みとして「桜ボランティア協会」「特定非営利活動法人下野・生き域ネット」「ライフサポート三重西」などの活動が行われています。

また、地域の事業者が祭りや行事に協賛することや、清掃活動などの環境美化活動に従業員が積極的に参加するなど、地域づくりに関する事業者の社会貢献活動も活発に行われてきています。特色ある取り組みとしては、霞ヶ浦地区環境行動推進協議会（KIEP'S）によるエコ通勤等の取り組みや、本市の児童生徒の理科・科学への学習意欲向上を目指して、事業者が持つ知識・技能・経験等を活かした体験活動なども進められています。



(3) 四日市市における市民協働の課題

この計画を策定するにあたり、市民活動団体及び「市政ごいけんばん」（市政モニター）に対する２種類のアンケートを実施しました。また、地域団体（各地区連合自治会等）や事業所、地域で活動する個人の方へのヒアリングなども実施しました。その結果を踏まえ、本市における市民協働の課題をまとめます。

① 市民協働の意識づくりと人材育成について

アンケートでは、およそ６割の市民が市民協働を聞いたことがないと回答しています。このことから、多くの市民の理解と参加を得るための意識づくりを進める必要があります。市民活動団体の活動情報の積極的な発信や市民に身近なところで市民協働による取り組みを多くしていくことが求められています。

また、同じく６割の市民が、市民活動に参加したことがないと回答していることから、地縁団体、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体における人材は不足しがちであり、積極的に参加する市民は多くはない状況です。しかし、市民として、「自分の関心のある活動」に対しては活動意欲を持っていることから、まずは、市民に対する市民協働の必要性の意識付けを進めることが重要です。そのうえで、研修会や講習、イベントなどを通じて直接の声掛けで積極的に働きかけ、活動を担う人材を発掘し、スキルアップを図っていくことが求められます。

さらに、市民の皆さんと直接関わり、仕事に取り組む市職員は、地域住民としてそれぞれの年代、生活に応じた地域とのつながりを持つことが重要です。積極的に地域活動に関わり、地域の現状や課題についての理解を深めるとともに、縦割り意識で業務を進めることのないよう、広い視野で行政の各部局や市民協働に関わるさまざまな主体と連携をとることができる職員が求められています。

② 情報の発信と共有について

市民協働を進めるうえでは、市民活動団体間や地域と事業者との間などの市民協働に関わるさまざまな主体の間で情報共有を図り、お互いに理解を深めることが大切です。現状としては、情報入手の手段が広報紙に偏り、情報が不足していると感じている団体が多いことから、さまざまな方法で手軽にまとまった情報を入手できるよう発信を工夫する取り組みが必要です。

さらに、他団体の活動に関する情報や人材に関する情報などを求めていることから、団体間の連携、協働に発展させるためにも、課題を共有し、共通の認識を築くことが重要です。そのため、意見交換の場など、直接的な交流が必要であると考えられます。

③ 市民活動団体の育成・強化について

多様化かつ複雑化する地域課題に対応していくために、市民活動団体は、社会ニーズに対応した活動をしていることがうかがえます。それらの活動を広げ、持続させるために市民活動団体が強化すべきこととしては、人材の確保や育成、活動内容等の情報発信、団体の自立性向上などが特に求められていることから、新たな担い手の育成や活性化の支援策を推進するしくみづくりが必要となります。

また、市民活動団体と情報共有や活動の実施に際して他の団体や自治会等と連携をしていることが少なくはありません。公共的課題の解決に向け、このような連携の重要性も増していることから、団体間、事業者や行政などをつなぎ、情報共有を図り、団体間の調整や活動を支援する役割を担う中間支援活動の必要性が今後ますます高まります。

中間支援団体は、市民活動団体の育成・強化や、そのための基盤づくりの推進、市民活動団体と行政や事業者等との資源の仲介などを行う重要な役割を果たします。具体的には市民と行政との間に立って、多くのさまざまな分野の人たちを巻き込みながら、協働や連携を生み出す取り組みを実現するためにコーディネート機能を発揮したり、専門的なノウハウを活かして市民活動団体の育成強化を支援したり、行政や事業所等の有する多様な資源を獲得し市民活動団体との間で仲介するというような役割も担っています。

行政はこうした点から市民協働の取り組みや市民活動に取り組む中間支援団体に対し、積極的に関わり、信用力を提供することにより市民協働のすそ野を広げ、市民活動団体の育成・強化につなげていくことが求められています。

また一方で、地域においては、自治会活動をはじめとして、地域活動に対する参加意識やその重要性の認識等が希薄化しており、自治会加入の促進など地域活動への積極的な参加を一層促していく必要があります。また、連合自治会が中心となり、地域の諸団体が連携する「まちづくり協議会」等を設置して、地域の団体同士が連携して地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくことがますます重要になっています。

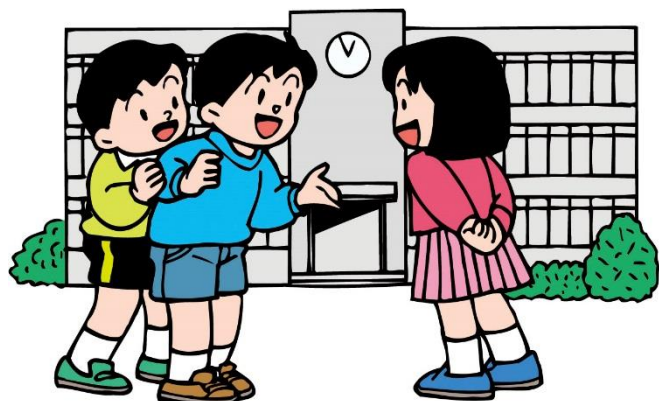


④ 市民活動の活性化について

市民活動を活性化するためには、市民活動団体が活動する場が必要です。現状では公共施設などを活動の場としている市民活動団体が多いことから、市民活動を支える拠点としての市民活動センター（なやプラザ）のさらなる機能充実や、環境活動を行うエコパートナーの活動拠点である四日市公害と環境未来館活動室、男女共同参画社会を実現するための活動拠点である男女共同参画センターなどのより一層の活用とともに、地域におけるまちづくりの活動の支援も大切であることから、既存の公共施設等の有効活用を検討していく必要があります。

また、市民活動を行う際に必要となる資金については、会費や行政からの補助金等が多くを占めていることから、今後は市民活動団体が自主・自立性を保ちながら公共的課題を解決するために行う活動に対して、市民が支援したい市民活動団体を選ぶ市民活動の支援のしくみづくりなどを進めていくことが求められています。

なお、地区市民センターは、地域振興、社会教育（公民館）、窓口業務の機能を基本に、地域社会づくりの推進について、地域住民の連帯意識を高め、積極的な地域活動の場を提供するものであることから、引き続き、地域住民主体の地域社会づくりの拠点としてその役割を果たしていきます。



3 四日市市における市民協働の基本的な考え方

(1) 基本理念

市民協働促進条例第3条では、市民協働の基本理念を次のように定めています。

- 1 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号）第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。
- 2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。
- 3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

(2) それぞれの主体の役割

市民協働促進条例では、市民協働を促進していくうえでの市民等、市民活動団体、議会、事業者、市の役割を次のように定めており、この計画でも同様に位置づけます。

（市民等の役割／第4条）

- 市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割／第5条）

- 市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

（議会の役割／第6条）

- 議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

（事業者の役割／第7条）

- 事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

（市の役割／第8条）

- 市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。
- 市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。



(3) 市民協働の担い手と領域

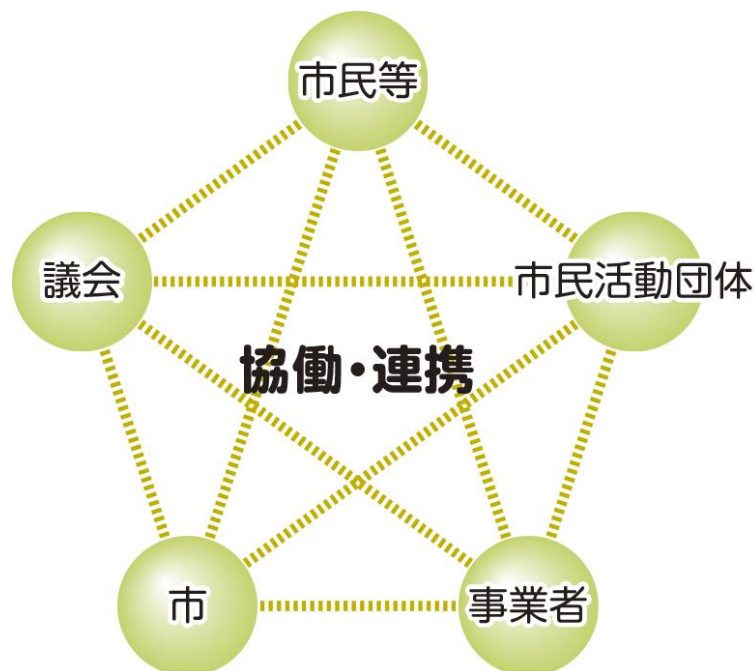
地方分権が進み、地域のことは地域住民が決定し、個性的で豊かな地域社会を築くことが求められています。このような状況下においては、公共的な課題の解決は、市の執行機関が行政サービスの一環として行うものという考え方から、地域住民等、他のさまざまな主体も「公共の担い手の一人」として共に取り組むものであるとの意識の転換が必要です。

市民協働促進条例第3条の基本理念の中では、「市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない」と定めています。

この基本理念に基づき、それぞれの主体間で具体的な協働・連携を進めていくことが重要です。

そのような市民協働の領域において、効果的に協働・連携を促進していくには、誰がどのように地域の課題を担うことが適しているのかを考える必要があります。

図：市民協働の担い手と領域のイメージ



(4) 市民協働に向けての心構え

基本理念のもとで、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、市民協働を「自分のこと」ととらえ、できることを持ち寄り、お互いの活動を尊重して、同じ方向に向かって協働の取り組みを進めることが大切です。

このため、市民協働を進めるうえでの心構えを掲げ、お互いに共有しながら、よりよい市民協働の取り組みへとつなげます。

① 対等な関係を構築します

市民協働には、必ず、協働の相手が存在します。その相手と互いに対等の立場であることを自覚したうえで、よりよい協働の関係を築きます。

② 相互に理解します

市民協働においては、お互いの長所を活かしつつ、足りない部分を補い合うことで、さまざまな課題の解決に結びつけることとなります。お互いの考えや特性を理解し、尊重しながら協働の取り組みを進めます。

③ 自主性と自立性を尊重します

市民協働を担うそれぞれの主体は、それぞれに独立し、自主性と自立性を持って活動しています。そのことを理解・尊重し、相手の活動に干渉したり、自立性を阻害したりすることのないようにします。

④ 公平・公正と透明性を確保します

上記の「対等な関係」「相互の理解」「自主性と自立性」を保つうえでは、透明性の高い取り組みを進めることが重要です。市民協働を担うそれぞれの主体は、自らの情報を積極的に公開することによって、理解し合い、信頼し合える関係を築きます。

特に、市が市民活動団体の活動などを支援するにあたっては、支援の内容や手続が公平・公正であることと、透明性を確保します。

⑤ 目標と検証結果を共有します

市民協働においては、その取り組みの目的、目標を共有することが大切です。何のために協働し、どんな成果を期待するのかといったことをお互いに共有しながら、取り組みを進めます。あわせて、協働して取り組んだ結果を検証し、お互いに讃えあったり、反省したりして、次の機会につなげていきます。



(5) 市民協働の基本方針

市民協働を促進していくための基本方針を次のように定めます。この4つの基本方針のもとで具体的な取り組みを展開します。

基本方針1 市民協働を促進する意識づくりと人材育成

1-① 市民協働のまちづくりを進める意識づくり

1-② 市民協働を担う人材の発掘・育成

市民等の市民活動への参加をより一層促し、活動の活性化を図ることによって市民協働を促進するため、市民協働や市民活動についての意識づくりを進めるとともに、担い手となる人材の確保に向けた取り組みを進めます。

基本方針2 市民協働を促進する情報の発信と共有

2-① 市民協働に関する情報発信

2-② 市民協働に関する情報共有

市民協働に関わるさまざまな主体の相互理解を深め、市民協働につながる共通認識を築けるよう、市民活動にかかる情報を効果的に発信していくとともに、主体間の相互の情報共有を円滑にするしくみを構築します。

基本方針3 市民協働を促進する市民活動団体の育成・強化

3-① さまざまな市民活動団体の育成

3-② 市民活動団体等の連携強化

それぞれの地域課題や分野において効果的に市民協働が展開できるよう、市民協働に関わるさまざまな主体間をつなぐ中間支援機能の充実を図るとともに、地域においてさまざまな団体が参画する「まちづくり協議会」等の充実強化を図ります。

基本方針4 市民協働を促進する市民活動の活性化

4-① 市民活動の拠点充実と活動の場づくり

4-② 市民活動への支援

市民活動団体の活動が活性化し、その中から市民協働がより一層展開されていくよう、市民活動の拠点の充実や活動の場づくりを進めるとともに、市民活動が円滑に進むための支援の充実を図ります。

4 市民協働を促進するための基本的方向と主な取り組み

基本方針1 市民協働を促進する意識づくりと人材育成

目標 より多くの市民等が市民協働に関心を持ち、自分のできることを認識しながら市民一人ひとりが市民協働に関わる四日市市を目指します。

目標を共有するための指標（ものさし）

指標名	現状値 (平成26、★平成27)	目標とする状態 (平成32)
・「市政ごいけんばん」での市民協働の認知度	★19.6%	40%
・地域づくりマイスター養成講座の修了者数	累計132人	累計280人
・まちづくり人材マッチングのマッチング件数	年間50件	年間80件

基本施策1-① 市民協働のまちづくりを進める意識づくり

市民協働に関わるさまざまな主体においては、市民協働の担い手として果たすべき役割を理解し、主体的に市民活動や市民協働に参加して、互いに連携、協力しながら協働のまちづくりを進める必要があり、その意識を高めるための啓発や研修などの取り組みを進めます。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
「市民協働虎の巻」(手引書)の作成	市民等、市民活動団体、事業者及び市職員などが市民協働への理解を深め、実践するため、市民協働の進め方や事例を掲載した手引書を作成し発行する。	短期
市民協働の出前講座の実施	市民等のグループを対象に、地域等に出向いて市民活動や市民協働についての事例を用いた講義を行う。今後、内容の充実強化を図る。	実施中 (短期)
市職員に対する研修の充実強化	市民協働の意識と実行力を高め、実践につなげるための職員研修を行う。今後、手引書の活用などさらに研修内容の充実強化を図る。	実施中 (短期)

注) 主な取り組みにおける「短期」、「中期」の実施時期は、「短期」が1～3年を目安に実施するもの、「中期」が4～5年を目安に実施するものとします。



基本施策 1-② 市民協働を担う人材の発掘・育成

市民活動に主体的に参加し、市民協働による地域社会づくりを担う人材を発掘、育成するため、市民活動団体や大学などと連携しながら、講座の開催などの取り組みを進めます。

あわせて、事業者や市においても、従業員や職員が市民活動に参加しやすくなるための環境づくりに取り組みます。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
市民協働コーディネーター養成講座の開催	多様な主体と連携して地域課題の解決を推進するための企画や調整、マネジメントの方法などを習得する講座を開催し、市民協働をコーディネートできる人材を増やしていく。	短期
子どもたちの協働体験の実施	次世代に向けた市民協働の普及啓発を図るため、小中学生を対象に、協働による地域づくりの実践が体験できる講座やイベントを開催する。	短期
コミュニティビジネス創生塾の創設	次世代を担う若者、女性などがビジネスの手法で地域課題の解決手法や起業ノウハウを学び、新たなコミュニティビジネスの創出につなげていく。	短期
プロボノ活動支援※	専門的能力を提供して社会貢献するプロボノ活動を行う人たちが積極的に地域活動へ参加できるよう、専門分野ごとの人材を登録したうえで活動の場とのマッチング機会を提供していく。	短期
まちづくり人材マッチングの充実強化	地域で暮らす多様な技能を持つ人や地域貢献活動を実践する人がさらに活躍できるよう、地域ニーズとのマッチングの充実強化を図るとともに、やりがいをより感じられるようなしくみづくりに取り組む。	実施中 (短期)
地域づくりマイスター養成講座（全市版・地域版）の拡充	市民活動、市民協働を理解し、携わる人材の育成とネットワークの構築を目的として、地域づくりの基本的な内容やより実践的な進め方などを学習する全市版の講座を開催するとともに、地域づくりに積極的に関わっていくための地域版の講座を各地区において開催し、さらに内容の充実強化を図る。	実施中 (短期)
退職予定者への啓発セミナーの開催	退職後における市民活動への参画を期するため、退職準備の研修会の場において市民協働の紹介を行う。加えて、事業者に従業員の地域活動参加も働きかける。	実施中 (短期)

※ プロボノとは、ラテン語の Pro Bono Publico（公共善のため）を語源とする言葉で、社会的・公共的な目的のために、職業上持っている専門的な知識やスキル、経験を活かして社会貢献するボランティア。

基本方針 2 市民協働を促進する情報の発信と共有

目標 市民協働に関わるさまざまな主体における共通認識が深まり、相互に情報が共有されていることで、市民協働が円滑に進んでいる四日市市を目指します。

目標を共有するための指標（ものさし）

指標名	現状値 (平成 26、★平成 27)	目標とする状態 (平成 32)
・ 情報ポータルサイトのアクセス数	(新規)	年間 150,000 件
・ なやプラザ広報紙の配架箇所数	★29 箇所	75 箇所
・ なやプラザ交流会参加者数	★421 人	累計 3,000 人

基本施策 2-① 市民協働に関する情報発信

市民協働に関わるさまざまな主体の相互理解を促すため、市民協働に関する情報や市民活動団体等の情報について、適切な媒体を利用して情報発信します。また、各種イベント等を通じて、広く市民に市民活動のPRを行います。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
市民協働の理解を深める広報や情報提供の実施	市の広報紙などに市民協働の事例や取り組みを掲載するとともに、なやプラザなどに市民協働に関連した書籍や情報紙を集めた図書コーナーを設ける。また、なやプラザにおいて市民活動を体験入門する催事を実施する。	短期
市民協働情報のプラットフォームホーム化	市民活動団体及びその活動に関する情報や、行政情報の提供、掲示板機能を活用した情報共有など、市民協働の情報発信に関するさまざまな機能を持つホームページのポータルサイトを展開する。	短期
市民協働のPR推進	市内各地で行われるさまざまなイベントで市民活動団体がブースを出展し、市民活動のPRをさらに推進するとともに、なやプラザが発行する市民協働に関する機関紙の充実を図り、各種メディアやツイッター、フェイスブックなどのSNSなど多様な媒体を使った情報発信・情報共有を行う。	実施中 (短期)
なやプラザ市民協働まつりの開催	なやプラザにおいてさまざまな市民活動団体がそれぞれの活動を講演や展示によって広く市民に公表するイベントを開催する。	実施中 (短期)



基本施策 2-② 市民協働に関する情報共有

市民協働に関わるさまざまな主体の連携を図り、市民協働が円滑に進められるよう、情報共有を図るための機能、機会を充実させます。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
市民協働ふらっとサロンの創設	市民が気軽にふらっと立ち寄ったり、さまざまな市民活動団体や事業者、行政などがフラットに参加したりする市民協働の交流サロンを提供することにより、地域課題の共有を図る。	中期
【再掲】市民協働のPR推進	市内各地で行われるさまざまなイベントに市民活動団体がブース出展をし、市民活動のPRを行う取り組みをさらに推進するとともに、なやプラザが発行する市民協働に関する機関紙の充実を図り、各種メディアやツイッター、フェイスブックなどのSNSなど多様な媒体を使った情報発信・情報共有を行う。	実施中 (短期)
市民活動団体の登録情報の共有化	市民協働促進条例に基づく市民活動団体の届出制度による団体の登録情報の公開や、情報の共有を図る。	短期



基本方針3 市民協働を促進する市民活動団体の育成・強化

目標

市民協働の担い手である市民活動団体の組織力が強まり、さらに中間支援団体によるそれぞれの市民活動団体に対する人材育成やコーディネート機能が発揮されることで、市民協働が効果的に展開されている四日市市を目指します。

目標を共有するための指標（ものさし）

指標名	現状値 (平成26、★平成27)	目標とする状態 (平成32)
・自治会の加入率	★85.2%	90%
・行政と市民活動団体との協働事業数	★131事業	160事業
・新規届出市民活動団体数	(新規)	累計75団体

基本施策3-① さまざまな市民活動団体の育成

さまざまな分野で活動するNPO、ボランティア団体等が共に組織力を強化できるよう、人材の育成を行うとともに、中間支援団体によるそれぞれの市民活動団体に対する人材育成やコーディネート機能について、充実強化が図られるよう取り組みます。

また、自治会等の地縁団体については、身近なコミュニティとしての役割の重要性を市民に啓発し、地域における担い手の育成や組織の活性化に向けた支援を行います。

さらに、行政サービスへの参入機会の提供について、市民活動団体がより活躍できる機会づくりを進めます。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
市民活動団体のためのマネジメント講座の開催	市民活動団体の資質向上と活性化を図るため、市民活動の心得や効果的な情報発信などの基礎的な事項から、市民活動団体の運営方法・会計実務など、より専門的な内容までを習得できる講座を開催する。	実施中 (短期)
協働委託の推進	行政のさまざまな分野における公共的な課題の解決に向けて、市民協働に基づく委託事業の推進を図る。そのうち、市民活動団体に対するネットワーク形成やコーディネートが必要とされるような専門性のある業務については中間支援団体への委託化を図る。	実施中 (短期)



取り組み名	取り組み内容	実施時期
中間支援団体の人材育成やコーディネート機能の充実強化	中間支援団体による、それぞれの市民活動団体に対する人材育成やコーディネート機能の一層の充実強化が図られるよう取り組む。	中期
自治会加入促進及び地域づくりの担い手育成等の推進	自治会活動の重要性を市民に啓発し、自治会への加入促進に取り組むとともに、地域づくりに関わる担い手の育成や地域活動の活性化に向けた支援を推進する。	実施中 (中期)

基本施策 3-② 市民活動団体等の連携強化

市民協働の効果的な展開に向けて、それぞれの分野において市民活動が相乗的に活性化するよう、中間支援団体を介してそれぞれの市民活動団体間の連携強化を図るとともに、中間支援団体間の連携も推進します。

また、地域において連合自治会が中心となって、自治会等の地縁団体や地域のNPO、ボランティア団体等が連携する「まちづくり協議会」等の充実強化が図られるよう取り組みます。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
市民活動団体間及び中間支援団体間のネットワーク形成	中間支援団体を介して、市民活動団体間の意見交換や情報交換が行われるよう、さまざまな分野におけるネットワーク形成を図る。 さらには、それらの中間支援団体が市民活動に関する情報交換や人材育成などについて意見交換するなど、相互に交流を深める場づくりを行い、中間支援団体間の連携を図る。	短期
【再掲】市民協働ふらっとサロンの創設	市民が気軽にふらっと立ち寄ったり、さまざまな市民活動団体や事業者、行政などがフラットに参加したりする市民協働の交流サロンを提供することにより、地域課題の共有を図る。	中期
事業者との連携強化	市民活動団体、事業者、市の間で情報共有や意見交換ができる場づくりを進める。	中期
各地区「まちづくり協議会」等の活動支援	各地区の連合自治会を中心として、地縁団体や地域のNPO、ボランティア団体等が参画し、連携する各地区の「まちづくり協議会」等の充実強化に向け、地域社会づくり総合事業費補助金等による支援を実施する。	実施中 (短期)

基本方針 4 市民協働を促進する市民活動の活性化

目標 個々の市民活動が活性化され、それによって市民協働がより一層展開されている四日市市を目指します。

目標を共有するための指標（ものさし）

指標名	現状値 (平成 26、★平成 27)	目標とする状態 (平成 32)
・ なやプラザ利用者数	年間 52,751 人	年間 55,000 人
・ なやプラザでの市民活動相談件数	年間 40 件	年間 100 件
・ 事業者の地域への社会貢献活動実施率	(新規)	60% ※

※アンケート回答事業者に対する割合

基本施策 4-① 市民活動の拠点充実と活動の場づくり

市民活動の活性化に向けて、活動拠点となる「なやプラザ」（市民活動センター及びなや学習センター）などを充実させるとともに、市民活動の場としての既存の公共施設等の有効活用を図ります。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
なやプラザの機能充実	気軽に情報交換のできる空間や、事務に必要な事務用機材など、市民活動団体の活動拠点に必要な機能を拡充する。	短期
既存の公共施設等の利活用	旧東橋北小学校など既存の公共施設を市民活動の場としても利活用できるよう取り組む。	中期
集会所建設等補助	地域住民の福祉向上やコミュニティ活動が推進される場として集会所施設が活用されるよう、自治会の行う集会所建設等について支援する。	実施中 (短期)



基本施策 4-② 市民活動への支援

市民活動の活性化に向けて市民活動団体が支援を受けられるよう、基金等を組み入れた支援のしくみづくりの検討を進めるとともに、事業者の社会貢献（CSR）活動などとの連携を促します。

主な取り組み

取り組み名	取り組み内容	実施時期
市民が選ぶ市民活動支援のしくみづくりの検討	市民が支援したい市民活動団体を選び、その投票に応じて市民活動団体に対し支援金を交付する、基金等を組み入れたしくみづくりを検討する。	中期
民間助成金の紹介充実	民間や公共機関が実施している市民活動への助成制度の情報を収集し、市民協働のポータルサイトに掲出する。	短期
事業者の地域貢献活動と市民活動のマッチング	市内で地域貢献活動を行う事業者と市民活動団体が連携、協力し合えるよう、中間支援団体を介したマッチングのしくみづくりを進める。	中期
市民活動への寄附促進に向けた環境づくり	広く市民等や事業者から市民活動への協力を得るため、例えば寄附付きの商品の開発や販売、広報などの取り組みを支援するなど、さまざまな機会を通じて寄附を募る環境づくりに取り組む。	中期
市民活動の相談窓口の充実	市民の意欲的な活動をバックアップするため、市民活動や市民協働にかかる相談に応じるとともに、中間支援団体や関係機関との連携を図った相談対応を行う。	実施中 (短期)
市民活動総合保険制度の提供	市民活動中の事故等に起因した損害等に対する補償制度を提供する。	実施中 (短期)

本市のさまざまな分野で市民協働により実施している取り組みについては、30ページから掲載しています。

5 計画の推進にあたって

(1) 計画の周知と共有

市民協働に関わるさまざまな主体は、市民協働促進条例第3条の基本理念を踏まえて、この計画の推進に取り組むことが重要です。

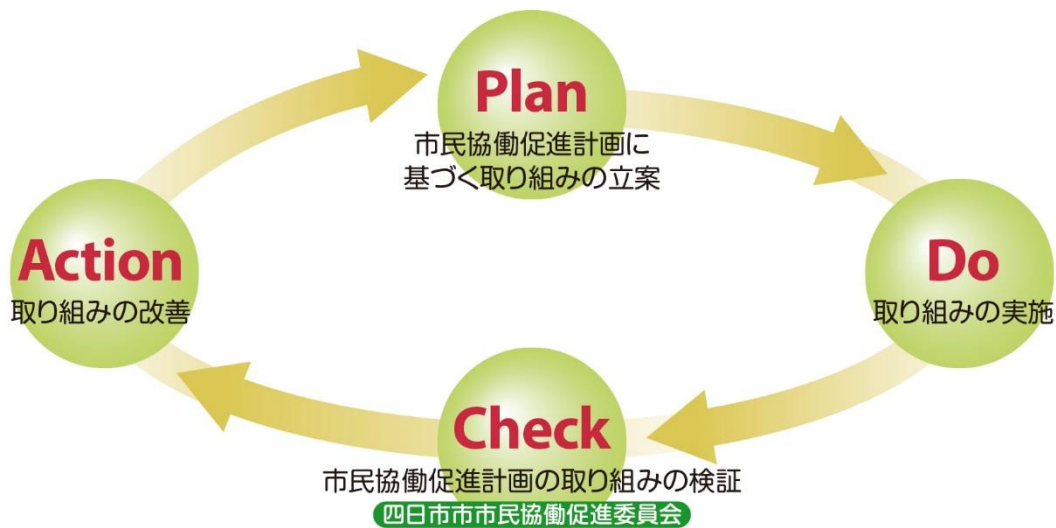
このため、この計画をそれらの主体に広く、分かりやすく周知することによって、目標や考え方を共有します。また、この計画に掲げた個々の事業内容や活動内容が共有されるよう、積極的に広報、啓発活動を行います。

(2) 計画の推進体制

この計画を効果的に進めるため、市民協働促進条例第12条に基づく四日市市市民協働促進委員会を設置し、計画の実効性を高めます。あわせて、市においても庁内の推進体制を構築し、あらゆる部局における市民協働の取り組みを進めます。

(3) 計画の点検・検証

この計画の推進にあたっては、四日市市市民協働促進委員会において進捗状況及び取り組みの検証を行い、その内容を以降の取り組みに反映させるなど、PDCAのしくみを構築します。



資料編

■ 本市が市民協働により実施している取り組み

市が、基本方針1～4に基づき、市民等、市民活動団体、事業者などと協働して実施している取り組みは次のとおりです。

①委託による取り組み

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
1	防災倉庫・水防倉庫点検業務	各地区防災組織等が各地区に設置されている防災倉庫と水防倉庫の点検を実施	危機管理室
2	同和行政推進監研修	人権・同和行政を推進する職員を対象に資質向上や基本的な知識の習得、政策立案能力の向上を図る研修を、人権活動を行う市民団体と協働して実施	人権・同和政策課
3	人権のまちづくり事業	地域課題の解決や文化の継承などに取り組むことで、差別意識の解消を図る「人権のまちづくり」を、地域団体と協働して実施	人権センター
4	人権・同和教育推進業務	住民が主体となり、住民自ら人権が尊重されるまちづくりに取り組む啓発活動を、各地区の人権・同和教育推進協議会等と協働して実施	人権センター
5	神前大日山環境保全事業業務委託	地元住民を中心とした「神前里山を守る会」に市有地の間伐、伐採、除草、清掃、植樹等の環境保全事業の業務委託を行い、「神前大日山」の環境整備を支援	管財課
6	桜財産区環境整備事業委託	地元の連合自治会に対し、桜財産区に植樹した樹木の周辺の下草刈や枝打ち、施肥、樹木の補助柵の補強修理作業等を委託し、桜財産区の環境整備を支援	管財課
7	消費者啓発事業	市民活動団体が行う、自立した消費者を目指す活動や市民の消費生活の向上を図るための活動に対し支援	市民生活課 (市民・消費生活相談室)
8	外国人市民向け防災啓発事業	地震等の災害に関して外国人市民の危機意識の向上を図り、災害時の対応や共助についての啓発を行うため、笹川地区の自治会やUR、県営住宅の外国人市民向け防災訓練を支援	市民生活課 (多文化共生推進室)
9	多文化共生サロン日本語教室	外国人市民が地域の構成員として日本人市民と対等な関係を築くために必要な日本語の習得を支援するため、多文化共生サロンで学習支援ボランティアと協働し日本語教室を実施	市民生活課 (多文化共生推進室)
10	日本語ボランティア養成講座	市民による日本語学習支援ボランティアに対し、学習者の能力や目標に応じた日本語学習支援を行うための指導法等の研修を実施	市民生活課 (多文化共生推進室)
11	笹川子ども教室事業	笹川地区の地域団体等、ボランティア、教育委員会と連携し、日本語の指導等が必要な児童生徒に、日本語能力の向上と日本社会・文化の理解促進や、学習習慣の定着を支援	市民生活課 (多文化共生推進室)
12	日本語学習支援事業	市民による日本語学習支援ボランティアが、日本語学習者の能力や目標に応じた学習支援を行うことができるよう、日本語学習者のレベルチェック等のしくみづくりを推進	市民生活課 (多文化共生推進室)
13	地域防犯活動普及啓発事業	防犯パトロール等を実施している、もしくは、これから始める地域の団体等に、自主防犯活動の進め方や注意点などの実地指導を自主防犯組織の協議会に委託して実施	市民協働安全課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
14	市民芸術文化祭開催にかかる企画・運営委託	さまざまな文化団体による各種文化事業を市民文化祭として取りまとめ、年間を通じて広く市民に参加・鑑賞の機会が開かれるよう企画運営を委託して実施	文化振興課
15	四日市市美術展覧会開催事業	市民の創作意欲を高めるとともに、美術に対する理解を一層深め、本市の美術水準の向上に寄与する美術展開催を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団へ委託して実施	文化振興課
16	市民大学（一般クラス）講座の企画運営委託	市民の多様な学習意欲に応え、学習機会を提供する市民大学（一般クラス）について、市民団体、グループに企画・運営を委託して実施	文化振興課
17	さんかくカレッジ	男女共同参画への理解や関心を高め課題を市民と行政が共有すること、及び市民グループの自主活動能力の向上を目的とした連続講座を市民グループに企画運営を委託して実施	男女共同参画課
18	男女共同参画センター夜間開館管理運営業務委託	3年以上男女共同参画センターに登録があり、男女共同参画推進事業の実績がある登録グループに、センター夜間開館管理運営業務を委託	男女共同参画課
19	ふれあい農園運営事業	障害者施設事業を営む社会福祉法人に、障害者が農作業を通じて自然と親しみ、幅広く交流を図るために設置したふれあい農園や収穫祭の運営管理を委託	障害福祉課
20	こころのバリアフリー推進事業	精神障害者の自立と社会参加を促進するため、市民や関係機関との情報交換や勉強会を行うとともに、市民向けの講演会を四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会に委託して開催	障害福祉課
21	がん検診受診啓発業務	患者会・大学・病院・健保協会・企業などのさまざまな関係機関による、よっかいちキャンサーリボン実行委員会に、講演会・街頭キャンペーンなどがん検診の受診啓発活動を委託	健康づくり課
22	健康ボランティア事業	市民の自主的な健康づくりを推進するため、健康ボランティア団体に、生活習慣病予防・介護予防・食生活改善などの活動を委託して実施	健康づくり課
23	こころの健康講座（継続研修）事業	こころの健康づくり等の普及啓発を図るため、当事者理解を深める講座の企画、実施を精神障害者作業所に委託	保健予防課
24	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを助けてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員になって相互の信頼と了解のもとに助け合う相互援助活動を市民活動団体に委託して実施	こども未来課
25	子どもの生活リズム向上事業	学校園・家庭・地域社会が連携のもと、子どもの生活リズムを向上させるためのさまざまな活動に取り組む学校園を指定し、それぞれの推進委員会に委託	こども未来課（青少年育成室）
26	子どもと若者の居場所づくり事業	青少年が気軽に集い大人とも語り合える居場所の提供及び、子どもや若者の自主活動の支援や助言・相談業務を、公募により市民活動団体に委託	こども未来課（青少年育成室）
27	家庭教育講座委託事業	市内各幼稚園・小学校・中学校PTAに、家庭教育に関わる研修会・講演会の実施を委託し、保護者にとって参加しやすい機会・場を設定し、学習の機会を提供	こども未来課（青少年育成室）
28	こんにちは赤ちゃん訪問	乳児家庭の孤立防止のため、おおむね生後4か月の乳児がいる家庭への全戸訪問を通じた子育て情報の提供・支援を市民活動団体に委託	こども保健福祉課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
29	子育て中の親への虐待予防プログラム事業	悩みや不安を抱える子育て中の親を対象に、児童虐待に至らないよう自己肯定感を育ませたり、孤立感・困り感をやわらげるための連続講座の開催を市民活動団体に委託	こども保健福祉課
30	伊坂・山村ダム周辺緑地管理委託	管理区域内の除草・清掃・ゴミ収集等、周辺パトロールや、施設の修繕・サイクリングコースの整備等を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に委託	観光推進課
31	伊坂ダムサイクルパーク休憩施設管理委託	伊坂ダムサイクルパークの休憩施設における館内の見回りなどの安全管理や、利用者への注意喚起など、施設の管理運営を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に委託	観光推進課
32	特産茶展示圃管理業務	本市特産物である茶のPRに資するため、近鉄四日市駅西の茶展示圃の優良管理を市民に委託	農水振興課
33	市民菜園管理運営費	市内に開設した市民菜園等の運営管理等を市民に委託して実施	農水振興課
34	鳥獣被害防止対策事業費	有害鳥獣による農作物被害に対する、猟友会への駆除等の委託や地元住民等が行う防除への取り組み・防除施設の整備に対する支援	農水振興課
35	吉崎海岸除草・清掃等業務委託	吉崎海岸の除草、清掃等の維持管理を地域団体等と協働で実施	環境保全課
36	四日市市域外来生物分布調査業務委託	効果的な外来生物対策に資するため、市域に定着している特定外来生物の分布調査を市民活動団体に委託	環境保全課
37	環境学習事業等運営業務委託	市民が人と環境の関わりについて理解と認識を深めるため、市民活動団体と協働して行う環境学習事業を委託して実施	四日市公害と環境未来館
38	エコパートナーシップ推進事業	市にエコパートナーとして登録された市民や市民活動団体、事業者などから提案された、環境に関する日頃の取り組みや自由な発想を基にした講座等を委託	四日市公害と環境未来館
39	里山整備事業	市街地周辺の貴重な里山を保全するため、都市緑地法に基づき地権者と市との契約により開設した市民緑地を住民や地域団体との協働により整備・維持管理	都市計画課
40	河川の草刈作業の自治会等への業務委託	河川(準用河川)の除草業務の内、一定の範囲内で地元等の協力が得られた箇所について自治会等に委託	河川排水課
41	阿瀬知川等浄化啓発業務委託	阿瀬知川流域の自治会住民等に対する阿瀬知川浄化活動の啓発を地元の市民活動団体に委託	下水建設課
42	学校プール運営委託業務	市立小学校での夏季休業期間中におけるプール運営業務を各小学校PTAに委託	教育総務課
43	文化財維持管理事業	史跡等の草刈・樹木剪定等清掃業務を地元の保存会等に委託	社会教育課
44	旧四郷出張所維持管理事業	週に1度の建物の開放等、市指定有形文化財旧四郷出張所の管理業務及び草刈清掃等業務を、地元の市民活動団体に委託	社会教育課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
45	ふるさとの道維持管理事業	四郷ふるさとの道にあるトイレ2ヶ所の清掃を地元の老人会、婦人会に委託	社会教育課
46	天然記念物維持管理事業	国指定天然記念物西阿倉川アイナシ自生地 of 草刈、剪定等を地元老人会に委託	社会教育課
47	点字・録音図書資料作成業務	点字・録音図書資料の作成について、音訳・点訳のノウハウを持った図書館ボランティアに委託	図書館
48	四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会委託業務	収蔵品の整理、季節に応じた展示替え、来館者案内・説明、普及啓発に関する事業の実施、資料館の活用と広報活動等を地元の保存運営委員会に委託	博物館

②補助金等を活用する取り組み

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
49	地区防災組織活動補助金	災害時において、被害を軽減するための予防・減災活動に視点を置いた地区防災組織の事業への補助	危機管理室
50	自主防災組織設置助成	自主防災組織が設置されていない地域において、自主防災組織の設置を推進するため、設置にかかる費用を補助	危機管理室
51	地域防犯活動支援事業費補助金	地域ぐるみの安全なまちづくりを推進するため、自主防犯団が行う地域の防犯に関する事業に対する補助	市民協働安全課
52	地域社会づくり総合事業費補助金	市民が地域において、自らの手によりまちづくりを進めることができるよう、地域団体が自主的に取り組むさまざまな事業に補助	市民協働安全課
53	文化振興基金活用事業	市民が文化に触れる機会の拡大を図るため、市民が自主的に開催する全市的・地区的・あるいは民間文化施設を活用して開催する文化事業への補助	文化振興課
54	文化団体活動支援補助	自主的で創造的な文化活動に市民が参加できる機会を創出し、また、豊かで魅力ある地域社会づくりの推進を図るため、(一社)四日市市文化協会が行う文化事業への補助	文化振興課
55	四日市音楽コンクール開催事業	都市の活力の両輪である文化と産業が互いに響き合う、魅力と活気あふれたまちを創り、四日市の文化力を全国へ発信するため、音楽コンクール開催事業について実行委員会へ補助	文化振興課
56	在宅医療市民啓発事業	在宅医療を広く市民に知ってもらうため、市民企画の在宅医療啓発事業に対する補助	健康福祉課
57	四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、地域において多様な主体による介護予防・生活支援の体制づくりの推進	介護・高齢福祉課
58	障害者スポーツ振興事業	障害者の自立、社会参加、健康増進に寄与するために実施される障害者スポーツ大会への補助	障害福祉課
59	四日市市障害者大会の開催運営	障害者問題への理解と認識を深め、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害の特性を理解し合うために障害者自らが中心となり開催する障害者大会に補助	障害福祉課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
60	学童保育事業	保護者の就労等により放課後等に留守家庭となる児童の生活支援と、その保護者の就労支援を目的として、学童保育事業を行う地域の運営委員会等に対する支援	こども未来課
61	四日市市青少年育成市民会議事業費補助事業	青少年の健全育成を図るため、国・県及び市の施策と連携し、「家庭の日」の啓発活動や市民の理解と認識を深める総合的な運動を展開する青少年育成市民会議の活動を支援	こども未来課(青少年育成室)
62	四日市市子ども会連絡協議会事業費補助事業	自主性・社会性・創造性豊かな子ども、心身が健やかな子どもを育むことを目標として子ども会連絡協議会が行っている、地域を基盤とした子ども育成活動を支援	こども未来課(青少年育成室)
63	四日市市地区補導代表者会事業費補助事業	青少年の健全育成及び非行防止のため活動している地区補導代表者会の補導活動、非行防止活動及び子どもの安全・安心を確保するための啓発活動等を支援	こども未来課(青少年育成室)
64	子ども広場整備事業	自治会等の地域団体が設置・管理する子ども広場について、新設・補修・増設にかかる経費の一部を補助	こども未来課(青少年育成室)
65	子育て支援推進事業	地域住民が主体となって運営委員会を組織して、該当地区内の未就園児の保護者や家族を対象に子育て支援事業を行う団体に対して支援	保育幼稚園課
66	商店街活性化イベント事業補助金	商店街の振興を目的とする団体等が、商店街の賑わいの創出を図るために実施するイベント事業に対して、開催経費の一部を補助	商業勤労課
67	商店街魅力アップ事業補助金	商店街の特性を活かし、創意工夫のもと実施する新たな顧客獲得の取り組みや、高校生等の若者が中心になって行う文化・社会活動等の発表に要する経費に対する補助	商業勤労課
68	ライトアップ事業補助金	中心市街地における賑わいの創出を目的として諏訪栄町地区街づくり協議会が実施するライトアップ事業に要する経費に対する補助	商業勤労課
69	若者就労支援に関する支援	市内在住の若年者の就労支援に取り組む団体が行う、就職に有意義なセミナーの開催や、若年者のインターンシップ事業を受け入れる事業者に対する支援	商業勤労課
70	大四日市まつり事業費補助金	明るく、文化的な産業都市「四日市」の実現を目指して実行委員会が開催する「文化都市四日市を創る大四日市まつり」に対する補助	観光推進課
71	四日市花火大会事業費補助金	夏の風物詩として、四日市のイメージの高揚と街の活性化を目的に実行委員会が開催する「四日市花火大会」に対する補助	観光推進課
72	四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業補助金	スポーツを通じた青少年の健全育成と自転車競技の普及振興や本市の地域振興への貢献を目的とし実行委員会が開催する「全国ジュニア自転車競技大会」に対する補助	観光推進課
73	なんでも四日の市事業補助金	市内外から人を呼び込み、中心市街地のにぎわいの創出及び商店街の活性化を目的とし、なんでも四日の市出店者連絡協議会が開催する「なんでも四日の市」に対する補助	観光推進課
74	レジャー施設事業費補助金	公益財団法人四日市市文化まちづくり財団が運営する伊坂ダムサイクルパーク及び四日市スポーツランドの事業に対する補助	観光推進課
75	さくらまつり等事業費補助金	地域住民が自ら主催するさくらまつり等の観光・集客・交流目的を有した行事に対する補助	観光推進課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
76	優良農地復元化事業	農地の保全のため、遊休化した農地を優良農地に復元する農業者の取り組みに対する支援	農水振興課
77	市民菜園整備事業	遊休農地等を利用した市民菜園を開設している市民や団体に対する支援	農水振興課
78	集団転作推進事業費交付金	一体的な営農形態をもって安定した水田農業経営を確立するために行われる、集落単位等の団体による集団転作の取り組みに対する支援	農水振興課
79	環境保全型農業直接支払事業費	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する支援	農水振興課
80	多面的機能支払交付金事業費	地元での農地・農業用水等の保全に取り組む団体に対する支援	農水振興課
81	沿岸漁業振興事業費補助金	水産資源を確保し沿岸漁業の振興を図るために漁協が実施するヨシエビ他種苗放流事業等に対する支援	農水振興課
82	四日市市エコステーション設置促進事業費	市民の利便性の向上や資源回収量の拡大を図るため、スーパーの駐車場等で資源物の回収拠点の管理運営を行う団体に対し、資源物の回収量に応じ交付	生活環境課
83	集団回収活動奨励費	ごみの減量及び資源の有効利用の促進を図り、地域社会づくりに資することを目的として自治会等が自主的に実施する紙類、布・衣類の資源回収の回収量に応じ交付	生活環境課
84	花と緑いっぱい事業	公園・街路等公共施設で花壇の設置や緑化を行う市民団体に対する活動費補助	都市計画課
85	コミュニティバス支援事業	交通不便地域において、高齢者等交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、市民活動団体等が自主的に運行するバス等への運行支援	都市計画課
86	指定文化財保存事業費補助金	市民が所有する指定文化財が破損等した場合、すみやかに修理補修できるよう、文化財保護条例に基づき、修理等の経費の一部を補助	社会教育課
87	四日市まちじゅうこども図書館事業	「まちの中により自然な形で子どもたちが本に親しむ環境づくり」のため、親子や児童・園児等が自由に読書できる場所づくりを、店舗等と協働して推進	社会教育課
88	四日市市運動広場整備事業	民間の団体又は有志が民地に建設する地区の運動広場の整備に対して助成	スポーツ課
89	四日市シティロードレース大会事業費補助金	体力や年齢に応じた生涯スポーツの普及を目的に、実行委員会が開催する「四日市シティロードレース大会」に対する補助	スポーツ課
90	四日市ウォーキング大会事業費補助金	市民の健康増進と新しい活力の創造を目的に、実行委員会が開催する「四日市ウォーキング大会」に対する補助	スポーツ課
91	プロ野球ウエスタンリーグ公式戦事業費補助金	市民のスポーツ振興及び観客等が来市することによる地域の活性化を目的に、実行委員会が開催する「プロ野球ウエスタンリーグ公式戦」に対する補助	スポーツ課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
92	点訳・音訳基礎講座	点訳・音訳のノウハウを持った図書館ボランティアを講師として、点訳・音訳基礎講座を協働して実施	図書館
93	読み聞かせ会・お話し会	ノウハウを持つ図書館ボランティアによる読みきかせ会・お話し会を協働して実施	図書館
94	字幕付投映の要約筆記	プラネタリウムの一般、ファミリー番組の字幕用の要約筆記について、要約筆記サークルと協働して実施	博物館
95	四日市人権・同和教育研究会事業費補助金	市全体の人権教育の充実と実践力の向上が図られるよう四日市人権・同和教育研究会事業の補助を行い、その活動を支援	人権・同和教育課

③ その他の協力等による取り組み

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
96	市内のボランティアによる日本語学習支援	市民ボランティア団体が開催する日本語教室に対して、会場の確保や教材の提供などの支援	市民生活課 (多文化共生推進室)
97	読み聞かせ・お話し会の開催	子どもたちが本と親しみ、読書を楽しむ機会を提供するために市民活動団体と協働してお話し会等を開催	市民生活課 (楠交流会館)
98	生涯学習情報誌「まなぼうや通信」の作成	生涯学習に関する情報を市民ボランティア記者が取材、執筆し、情報誌「まなぼうや通信」として市が年3回編集発行	文化振興課
99	はもりあフェスタ	登録グループ間の交流や、男女共同参画について考えるきっかけづくりのイベントの企画運営をグループの代表者と行政とで構成する企画運営委員会を実施	男女共同参画課
100	地域活動費(館長権限予算)事業	地域おこし・地域の特色を高めるものや地域課題に即応したソフト事業で、地域の合意を得て、地区市民センターの館長の権限で迅速に事業を執行し、地域活動の活性化を促進	各地区市民センター
101	読み聞かせ・お話し会の開催	子どもたちが本と親しみ、読書を楽しむ機会を提供するために市民活動団体と協働してお話し会等を開催	あさけプラザ
102	紙芝居ボランティア	図書館に来館している乳幼児に対し、児童図書コーナーでボランティアによる紙芝居を実施	あさけプラザ
103	あさけプラザ自主事業(中庭コンサート)	あさけプラザの自主事業である中庭コンサートの一部の企画・運営をあさけプラザ文化団体の協力等により実施	あさけプラザ
104	こころの健康づくり講演会事業	講師の推薦、講演会の運営に学生ボランティアや精神保健関係ボランティアの協力等を得て、こころの健康づくりを普及啓発	保健予防課
105	世界エイズデー街頭キャンペーン事業	エイズの予防啓発のための配布物品の作成及び街頭での配布を学生ボランティアの協力を得て実施	保健予防課
106	薬物乱用防止対策事業	市民が心身共に健全な生活を営むことができる安全安心な社会の構築を目的とし、大麻、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止の知識を習得する機会を関係機関と協働して提供	衛生指導課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
107	父親の子育てマイスター事業	養成講座を修了した「父親の子育てマイスター」と連携し、子育て支援センターでのよかパパ相談や、父親向けの子育て情報誌を作成	こども未来課
108	「こどもをまもるいえ」設置推進団体連絡会議	小学校を基点とした地域で、PTA、育成団体などが設置推進団体となって、地域にある既成の団体と連帯しながら地域ぐるみで子どもを守る活動を支援	こども未来課(青少年育成室)
109	「こども110番みまもりたい」活動	市内を巡回している協力事業所が、車両に専用ステッカーを貼り、子どもが事件に巻き込まれた場合等に、声かけや保護を行い警察や市役所に連絡する等の活動を実施	こども未来課(青少年育成室)
110	中心市街地活性化への取り組み	中心市街地の活性化に向けて、行政、商店街、地元住民等、多様な主体によりサンシ前火災跡地再開発事業をはじめとしたさまざまな取り組みを実施	商業勤労課
111	地産地消ふるさとの食推進事業費	地産地消を推進するため、各種バスツアーを開催。また、市民が行う地産地消や食育に関する取り組みに対する支援	農水振興課
112	学校給食等地産地消推進事業費	学校給食における地場農産物の利用拡大を図るため、「給食等地産地消コーディネーター」による給食の献立と食材生産者の生産・出荷計画の調整の実施	農水振興課
113	農道等維持修繕費	地元で行う農道等の維持、修繕の原材料を支給	農水振興課
114	グリーンカーテン事業	地球温暖化防止活動の一環として、グリーンカーテンの普及促進を図るため、地区市民センター等で講座を開催するとともに参加者を対象にフォトコンテストを開催	環境保全課
115	市民ボランティアによる語り部及び解説員活動	市民ボランティアによる公害の体験を語り継ぐ語り部活動及び公害の歴史や環境改善の取り組みなど、常設展示の解説の実施	四日市公害と環境未来館
116	まちづくり活動支援事業	住民が主体となって地域の将来像を描き、その実現に必要な計画づくりやルールづくりに取り組む際に、地区まちづくり構想策定委員会等へ専門家等を派遣して支援	都市計画課
117	生活に身近な道路整備事業	地域自らが配分予算に応じた要望事項の採択・事業量の決定を行い、市と調整を行いながら事業実施	道路整備課
118	公園愛護会活動業務	市内の身近な都市公園の清掃等の日常管理について、自治会や老人会等が行う公園愛護活動に必要な用具や保管庫を貸与	市街地整備・公園課
119	市民に親しまれる公園ボランティア支援事業	自然丘陵、里山を利用した大規模な公園の市民ボランティア団体による樹林地の間伐や樹木の植樹などの活動に必要な資機材の提供や管理用通路の整備	市街地整備・公園課
120	屋外広告簡易除却	住民ボランティアによる違反屋外広告物の除去活動にかかる消耗品の支援	道路管理課
121	四日市市救急ボランティア	応急手当普及員の資格を持つ市民が、各消防署で開催される定期普通救命講習等に指導員として講習を実施	消防本部 消防救急課
122	御池沼沢環境整備事業	御池沼沢のボランティア活動や中学生の環境学習として、草刈等による天然記念物の維持保全の取り組みを推進	社会教育課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
123	久留倍官衙遺跡活用事業	国指定史跡久留倍官衙遺跡を史跡公園として整備するにあたり、市民活動団体と連携・協力等して事業を推進	社会教育課
124	市民ボランティアによる展示の解説	市民ボランティアによる博物館の展示の解説等を博物館職員とともに実施	博物館
125	丹羽文雄語り部による解説等	丹羽文雄をより一層市民に知ってもらい、四日市の文化を再発見する取り組みとして、市民ボランティアの語り部による解説や、ゆかりの地を案内	博物館
126	市民ボランティアによる古文書の解説	市民ボランティアによる博物館所蔵の古文書の解説	博物館
127	天文ボランティアによる天文普及事業	天文ボランティアの活動として、移動天文車による観望会、コスミックラウンジでの天文解説や工作、四日市こども科学セミナーを職員と協力して実施	博物館
128	四日市版コミュニティスクール推進事業	学校・家庭・地域がそれぞれのもつ教育的役割を認識し、協働して学校運営や教育活動の充実に取り組む「地域とともにある学校」の推進	指導課
129	四日市こども科学セミナー事業	石油コンビナート等の本市を支える企業等の協力による科学実験、体験コーナー等を小・中学生とその保護者を対象に実施	教育支援課
130	大学及び企業等との連携による教師力向上事業	理科教育をはじめとするキャリア教育・環境教育の教育活動を充実させるため、企業がもつ知識・技能・経験等を活かした連携授業や教職員研修を実施	教育支援課
131	選挙啓発事業	四日市市明るい選挙推進協議会や四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」と協力して街頭啓発等の選挙に関する周知・啓発を実施	選挙管理委員会事務局

■アンケート・ヒアリング結果にみる市民協働

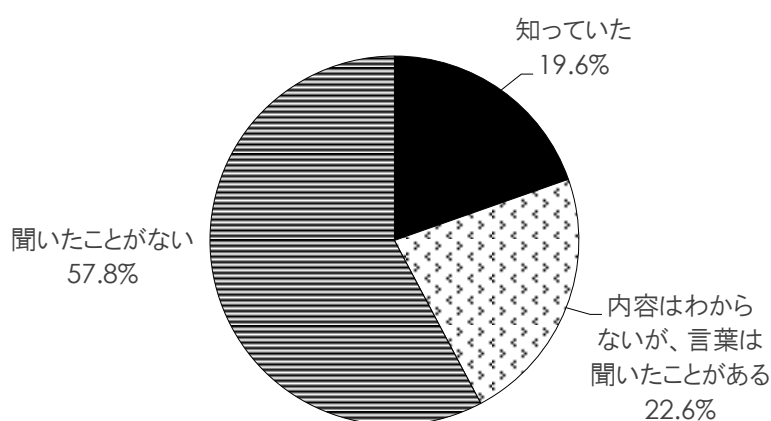
この計画を策定するにあたり、市民活動団体（以下「団体」という。277 団体、回答 91 団体）及び市政ごいけんばん（以下「モニター」という。266 名、回答 168 名）の 2 種類のアンケートを実施しました。また、地域団体（各地区連合自治会等）などにヒアリングを実施しました。

ここでは、それらの結果からみえるポイントを整理します。

① 協働の意識づくりと人材育成について

■市民協働に対する市民の認知度は低い

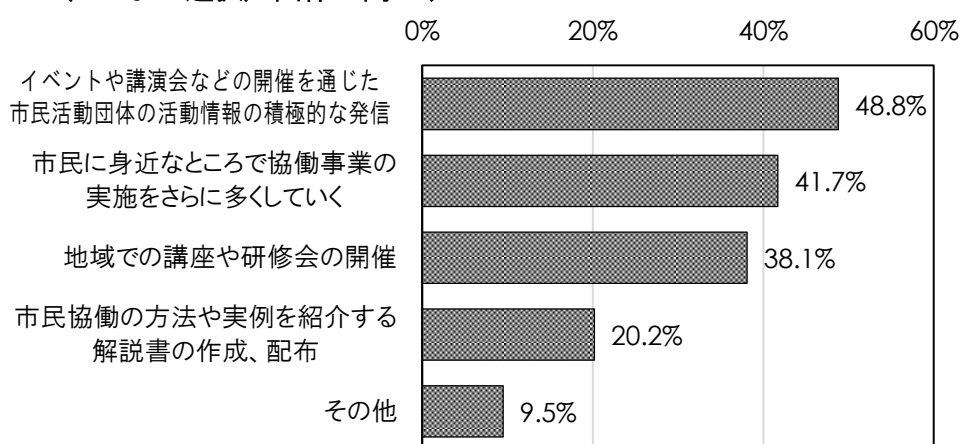
図 市民協働の認知度（択一／モニター・問 9）



モニターアンケートでは、市民協働について、「聞いたことがない」人が過半数に上っており、認知度がまだまだ低いことがうかがえます。

■市民協働への意識づくりには、市民にとって身近な活動が必要

図 多くの市民の理解と参加を得るための意識づくりとして効果的なこと（2 つまで選択／団体・問 30）



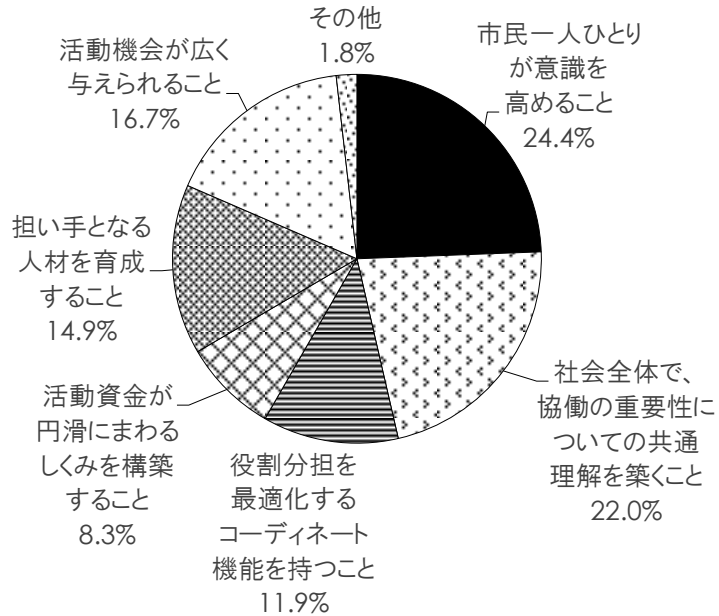
団体アンケートでは、「イベントや講演会などの開催を通じた市民活動団体の活動情報の積極的な発信」（48.8%）と答えた団体が最も多く、半数近い団体が意識づくりには情報発信が必要だと考えているといえます。

次いで「市民に身近なところで協働事業の実施をさらに多くしていく」（41.7%）、「地域での講座や研修会の開催」（38.1%）と続いています。

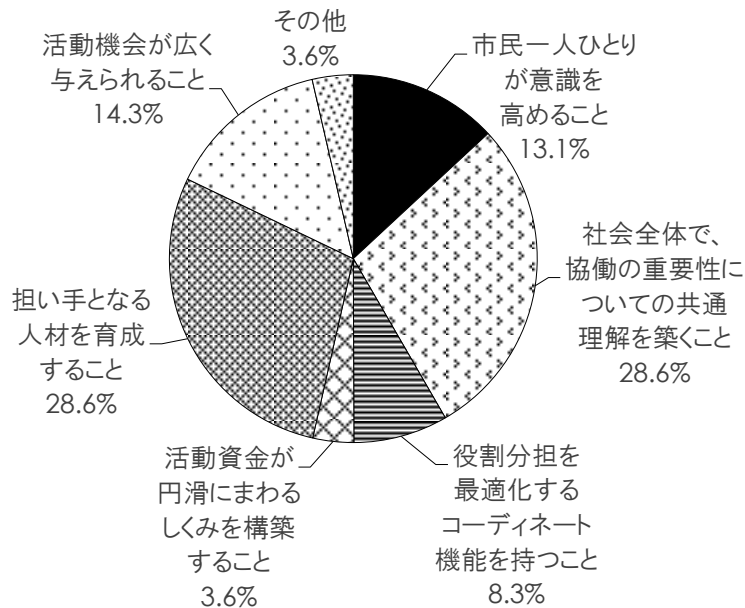
■市民協働についての社会的な共通理解を築くことが重要

図 市民、市民活動団体、事業者、市などが、それぞれの役割を持って市民協働を進めるために特に重要なこと（択一／モニター・問11、団体・問32）

【モニター】



【団体】



モニターアンケートでは、「市民一人ひとりが意識を高めること」が24.4%で最も多く、「社会全体で、協働の重要性についての共通理解を築くこと」(22.0%)が続きます。一方、団体アンケートでは「担い手となる人材を育成すること」と「社会全体で、協働の重要性についての共通理解を築くこと」が28.6%で最も多い結果となりました。共に、「市民協働」についての社会的な共通理解を築くことが重要であると考えられていることがうかがえます。

■ 「まちづくり」「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」などの市民活動はさまざまな主体による市民協働を進めている

図 市民協働にもとづく取り組みが必要な分野（3つまで選択／モニター・問10）と主な活動分野（3つまで選択／団体・問4）との比較

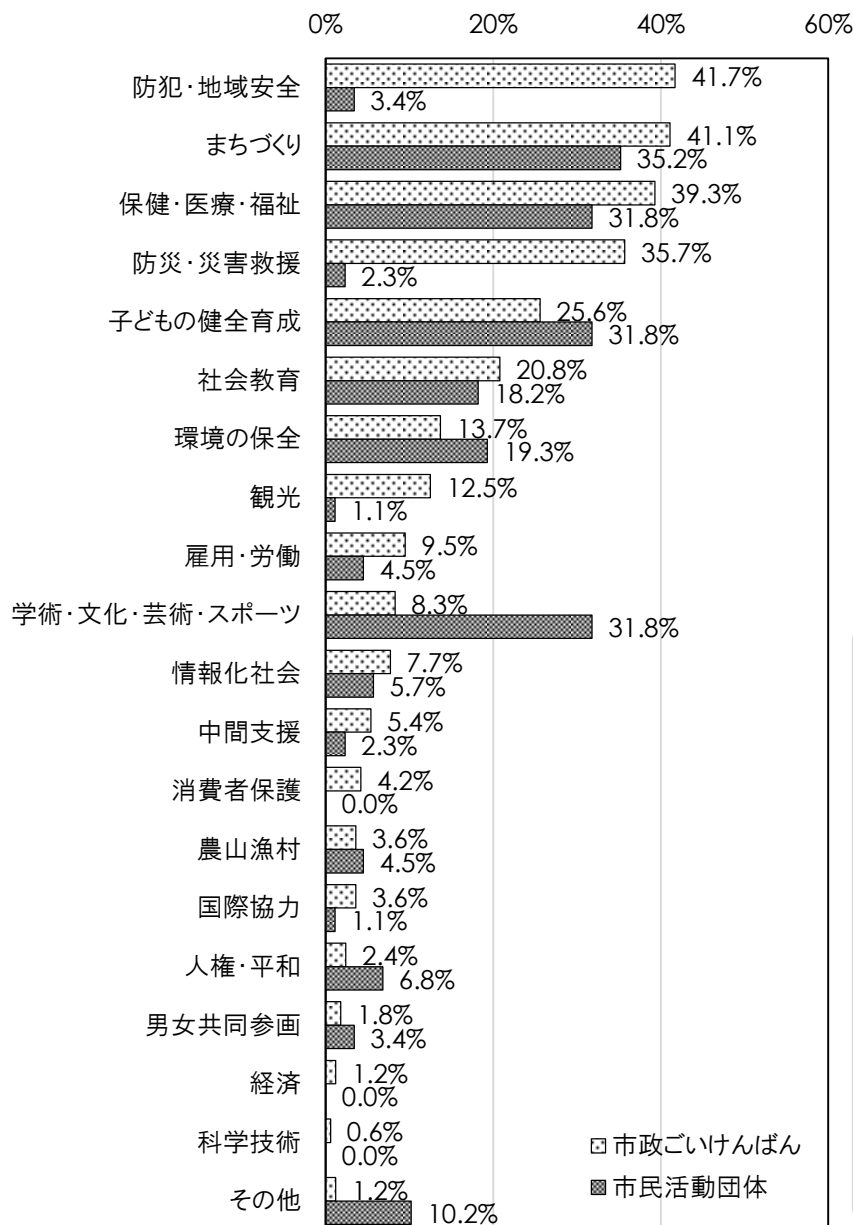


図 地域におけるさまざまな市民活動との連携、協働について（地域団体等との意見交換会）

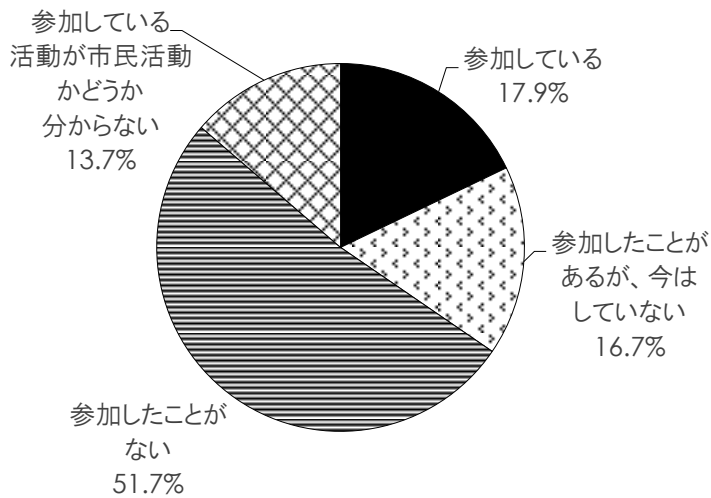
意見の概要

- 民生委員が中心となったサロンなどの取り組みがある。
- 地域で防災訓練に取り組んだり、地域のNPOに青パトでのパトロールを始めてもらっている。
- 地域で困ったことは、地域で解決していくことが良い。
- サロンを立ち上げ、買い物サービス等を実施している。同じような目的を持ったところが情報の共有を図っていく必要がある。

モニターアンケートから、「防犯・地域安全」「まちづくり」「保健・医療・福祉」「防災・災害救援」「子どもの健全育成」「社会教育」といった分野で市民協働が必要と考えられている傾向がみられます。また、団体アンケートによる主な活動分野では、「まちづくり」「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」「学術・文化・芸術・スポーツ」などが比較的高い比率で市民協働が必要と考えられているようです。一方、地域団体などへのヒアリングでは、防災や防犯、高齢者への生活支援などの取り組みについての意見が多く聞かれました。

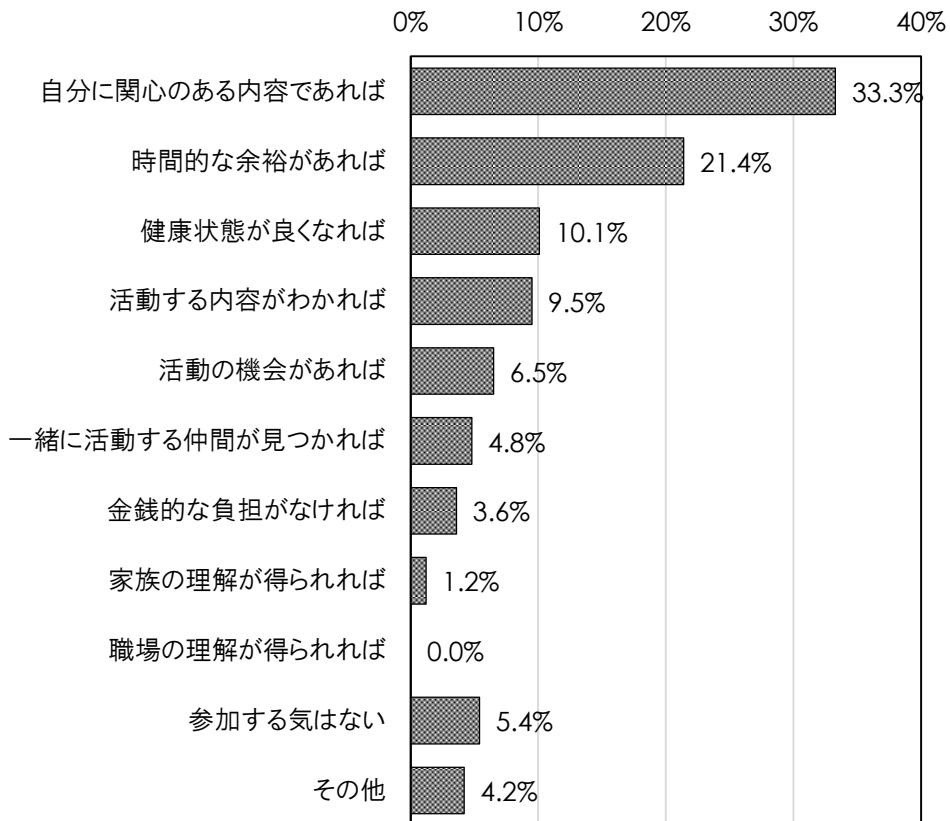
■市民活動への現状での参加は少ないが、条件が整えば参加は広がる可能性

図 市民活動への参加状況（択一／モニター・問4）



モニターアンケートでは、市民活動に「参加したことがない」と答えた人が過半数に上ります。

図 市民活動に参加するために必要なこと（択一／モニター・問5）



モニターアンケートでは、市民活動に参加するためには「自分に関心のある内容であれば」が33.3%に上り、「時間的な余裕があれば」（21.4%）が続きます。一方で、「参加する気はない」は5.4%にとどまり、条件が整えば、市民活動への参加は広がると考えられます。

■地縁団体を含む市民活動団体の人材は不足気味である

図 地域における人材について（地域団体等との意見交換会）

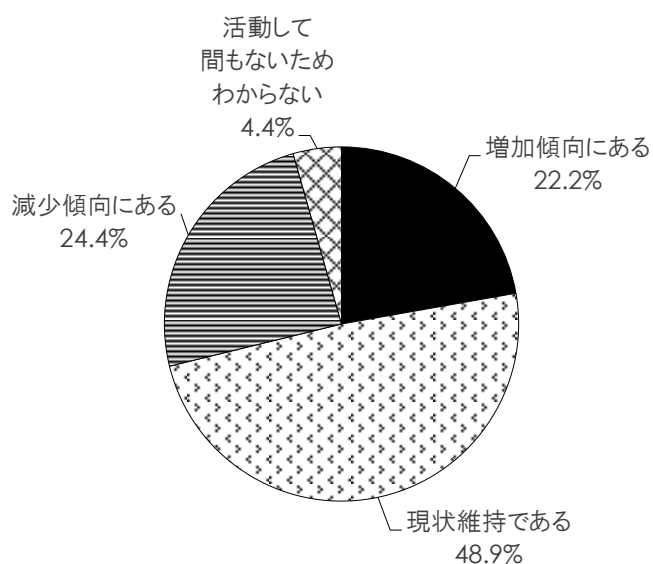
意見の概要

- 勤めがある現役世代は自治会などの地域活動で役を引き受けることが難しい。60歳、65歳でも働いており、自治会活動に積極的になれない。
- 自治会長職は雑用、苦情処理で大変である。
- 老人会、婦人会は加入者減少による解散のおそれがある。
- いろいろな活動を支える若手がない。
- 地域にはいろんな才能を持った人がいる。

地域団体からは、自治会をはじめとする地縁団体での役職のなり手が不足している現状が聞かれました。

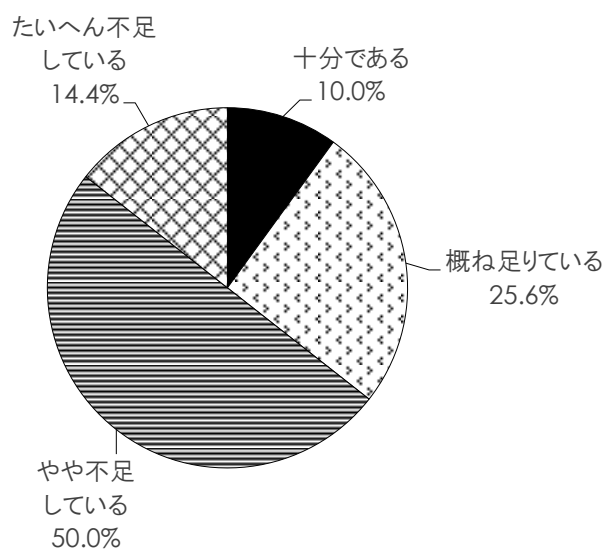
60歳を超えても働いている状況で、いかに人材を確保していくかが課題です。

図 会員数の動向（択一／団体・問11）



団体アンケートでは、会員数が「現状維持である」という団体が約半数に上る一方、「増加傾向」と「減少傾向」がそれぞれ20%強を占めます。

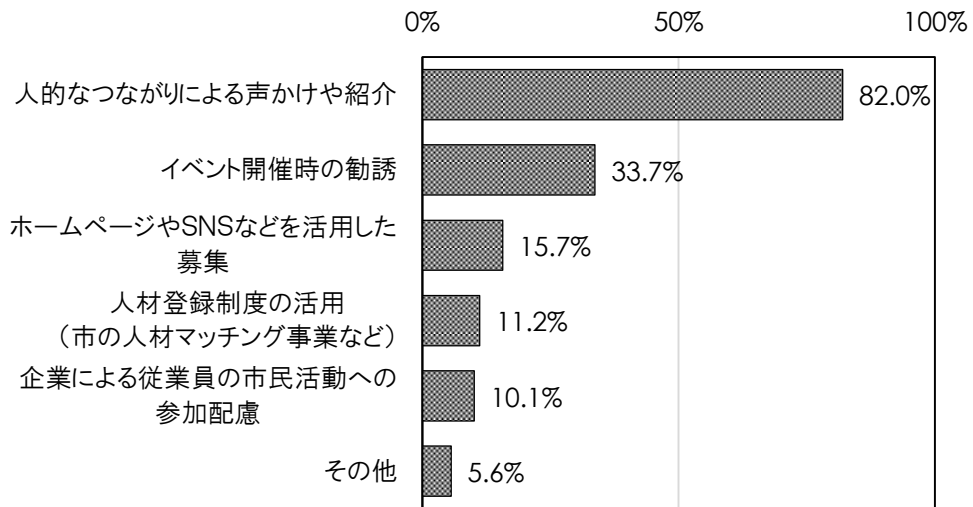
図 活動を進めるための会員数は十分か（択一／団体・問12）



団体アンケートによると、会員数について「やや不足している」と答えた団体が半数に上り、「たいへん不足している」（14.4%）と合わせると、約3分の2の団体が『会員数が不足している』状況であるといえます。

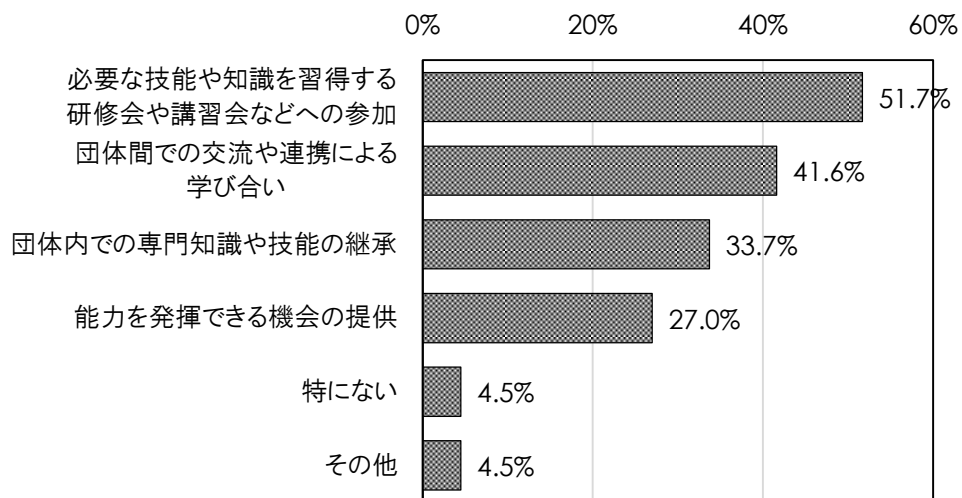
■直接的で地道な人材発掘と育成の方法が必要と考えられている

図 人材発掘方法として効果的なもの（2つまで選択／団体・問14）



団体アンケートでは、人材発掘方法として「人的なつながりによる声かけや紹介」が82.0%と断然多く、次いで、「イベント開催時の勧誘」(33.7%)が続きます。直接、フェイストゥフェイスで人材を得ることが効果的だと考えられているようです。

図 人材育成方法として効果的なもの（2つまで選択／団体・問15）

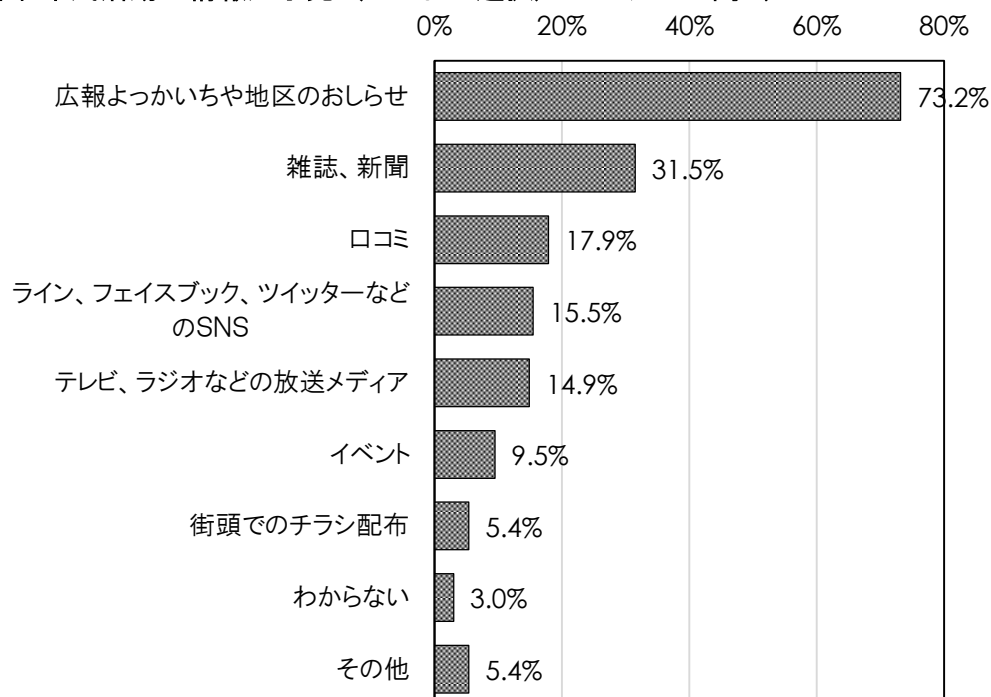


団体アンケートでは、人材育成については「必要な技能や知識を習得する研修会や講習会などへの参加」(51.7%)が最も多く、「団体間での交流や連携による学び合い」(41.6%)が続く結果となりました。人材育成には、団体外および団体間の交流による研修などが効果的であると考えられていることがうかがえます。

② 情報の発信と共有について

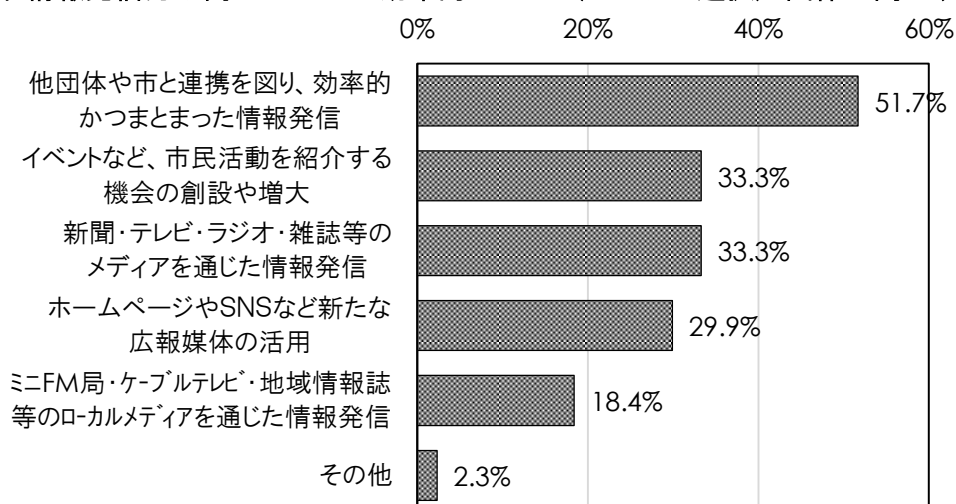
■ 市民活動についての情報は、広報紙などによるまとまった発信が重要

図 市民活動の情報入手先（2 つまで選択／モニター・問 6）



モニターアンケートでは、市民が市民活動についての情報を得るのは「広報よっかいちや地区のお知らせ」（73.2%）が圧倒的に多く、次いで「雑誌、新聞」（31.5%）となっています。

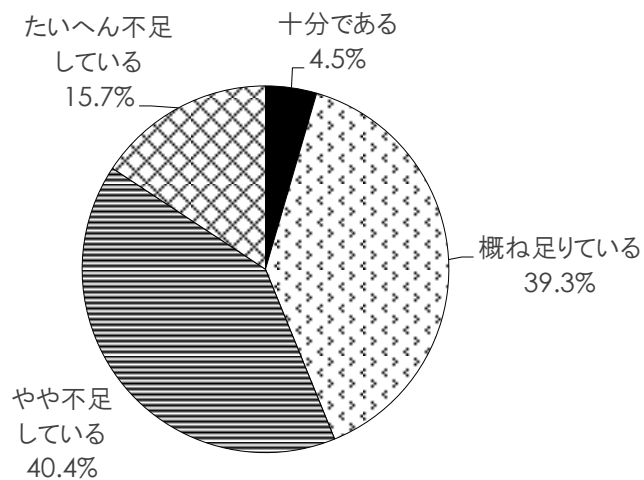
図 情報発信力を高めるために効果的なこと（2 つまで選択／団体・問 19）



団体アンケートでは、市民活動の情報について「効率的かつまとまった情報発信」（51.7%）が効果的であると考えられており、情報発信については市の広報などの媒体が重要視されていることがうかがえます。

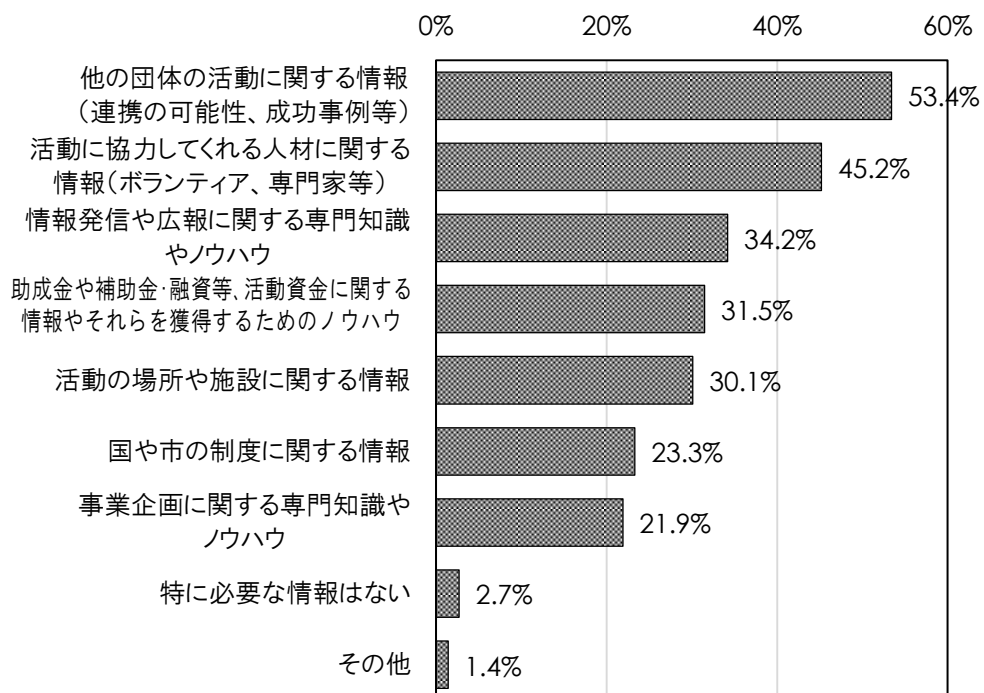
■活動に関する情報は不足気味であり、他団体の活動内容などの情報を求めている

図 活動を進めるための情報は十分か（択一／団体・問 17）



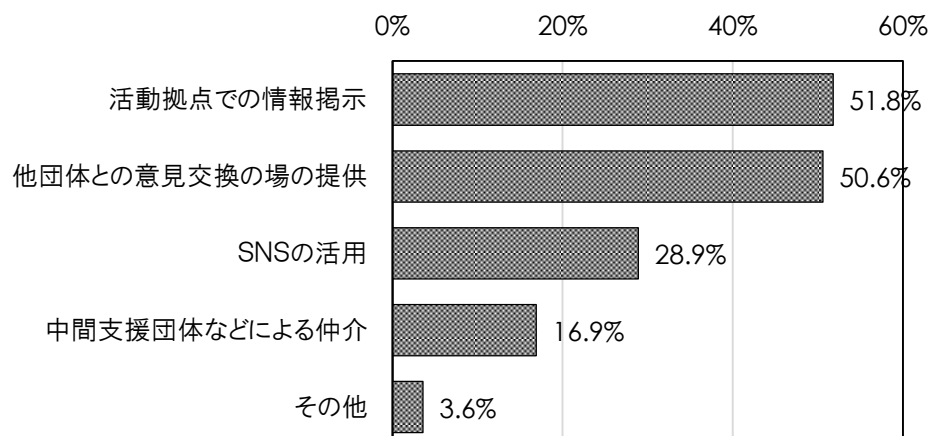
団体アンケートでは、情報が「やや不足している」と答えた団体が 40.4%に上り、「たいへん不足している」（15.7%）と合わせると、半数以上の団体が『情報が不足している』と答えています。一方、「十分である」と答えた団体はわずか 4.5%となっています。

図 他団体との共有化が図られると良い情報の内容（3つまで選択／団体・問 18-1）



団体アンケートでは、「他の団体の活動に関する情報（連携の可能性、成功事例等）」（53.4%）が最も多く、約半数の団体が他団体の活動内容の情報共有を望んでいます。次いで、「活動に協力してくれる人材に関する情報（ボランティア、専門家等）」が 45.2%に上り、「情報発信や広報に関する専門知識やノウハウ」（34.2%）、「助成金や補助金・融資等、活動資金に関する情報やそれらを獲得するためのノウハウ」（31.5%）、「活動の場所や施設に関する情報」（30.1%）が続いています。

図 情報を共有化していくために効果的なこと（2つまで選択／団体・問20）



団体アンケートからは、情報共有のためには「活動拠点での情報揭示」（51.8%）や「他団体との意見交換の場の提供」（50.6%）が効果的であると考えられていることが分かります。

③ 市民活動団体の育成・強化について

■市民活動団体の活動は、ニーズに対応して活発化しつつある

図 発足当時と比べた活動状況の変化（択一／団体・問 21）

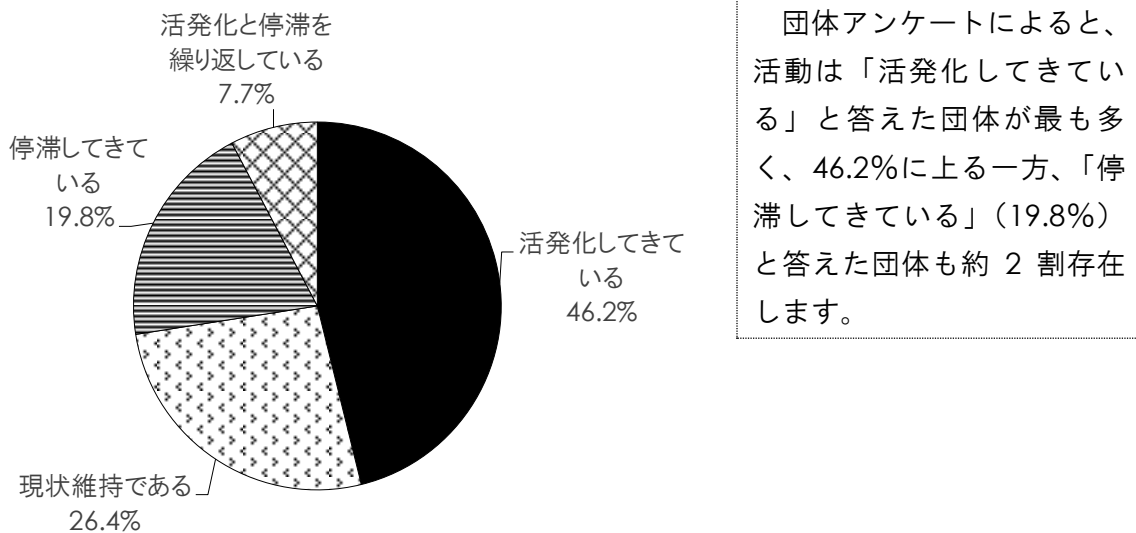
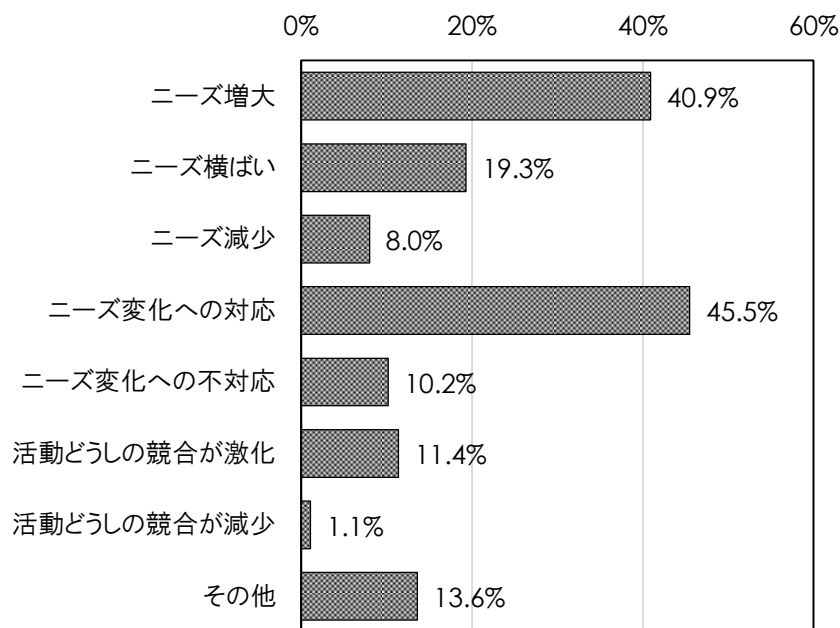


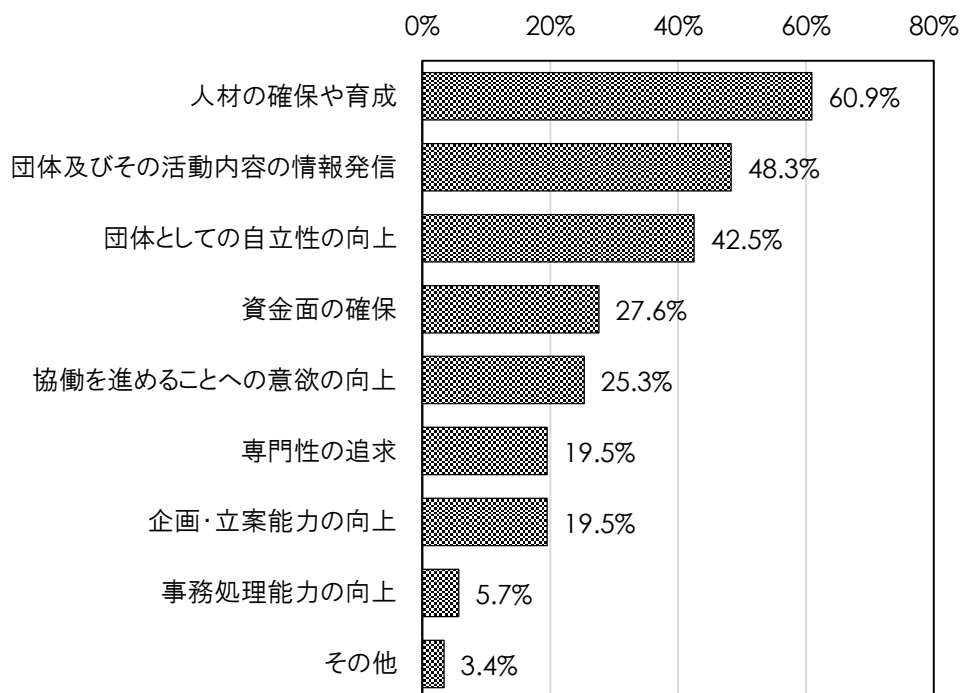
図 活動状況の変化の要因（3 つまで選択／団体・問 21-1）



団体アンケートによると、活動が変化してきている要因としては、「ニーズ変化への対応」（45.5%）や「ニーズ増大」（40.9%）が多く、ニーズに応えるために活動を活発化させている状況がうかがえます。

■活動強化のためには、人材の確保や育成が特に求められている

図 市民活動を広げ、持続させるために、市民活動団体が強化すべきこと（3つまで選択／団体・問25）



団体アンケートによると、「人材の確保や育成」と答えた団体が60.9%に上っており、「人材」が重要であると考えられていることがうかがえます。

次いで、「団体及びその活動内容の情報発信」（48.3%）「団体としての自立性の向上」（42.5%）が続いています。

■地域内でさまざまな団体をまとめる役割が求められている

図 市民活動との連携、協働について（地域団体等との意見交換会）

意見の概要

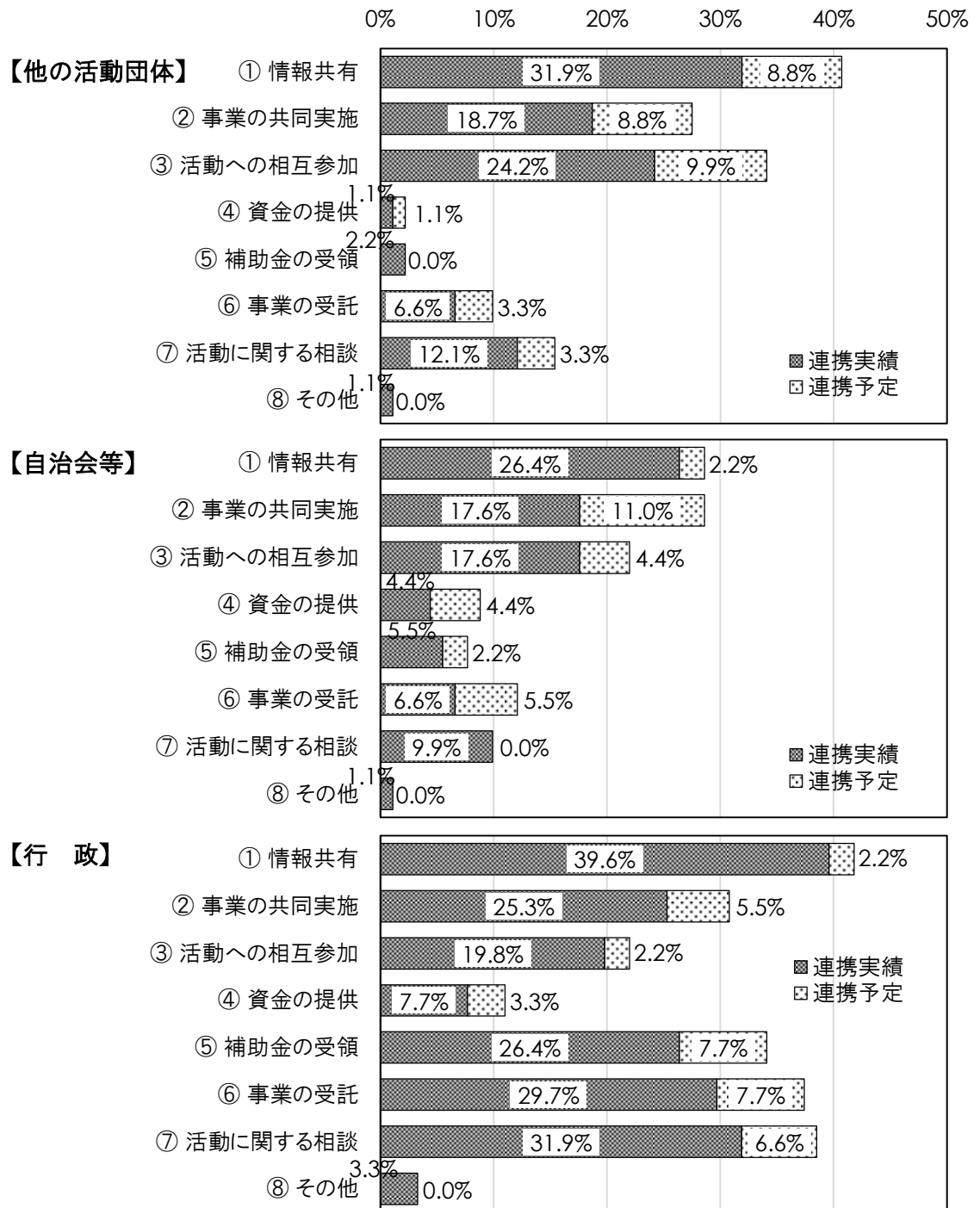
- まちづくり協議会はいろんな団体が入っており、「旗振り」の役割を担うべきと思う。
- NPOと自治会は対立するものではない。NPOは専門的で動きも良いが、レベルを地域に合わせてもらいたい。
- 役割分担があり、高齢者の生活支援は地区社協が担うことになる。さらに進めるために、上の組織をしっかりとさせることを考えている。
- いきいきサロンなど、善意でやっている人が困らないようにすべき。
- ボランティア活動も、協力者が高齢化してきている。

地域団体からは、地域内にあるさまざまな団体をまとめる役割が必要であるとの意見が聞かれました。

NPOやボランティア団体など、専門的な能力を持った団体と、地域に根付いた団体とがいかに連携できるかがポイントです。

■情報共有や活動実施では他団体や自治会等のかかわりが比較的多い一方、行政との間では、それらに加えて補助や委託でのかかわりが多く、相談も多い

図 他の団体等との連携状況（該当箇所を選択／団体・問26）

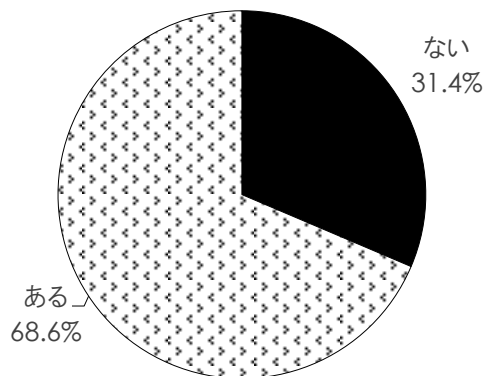


団体アンケートからは、「情報共有」「活動への相互参加」「事業の共同実施」について、20～30%の団体が他の活動団体や自治会等の地縁団体と連携している状況がうかがえます。

一方、それとともに「活動に関する相談」「事業の受託」「補助金の受領」については行政とかかわるケースが多いといえます。

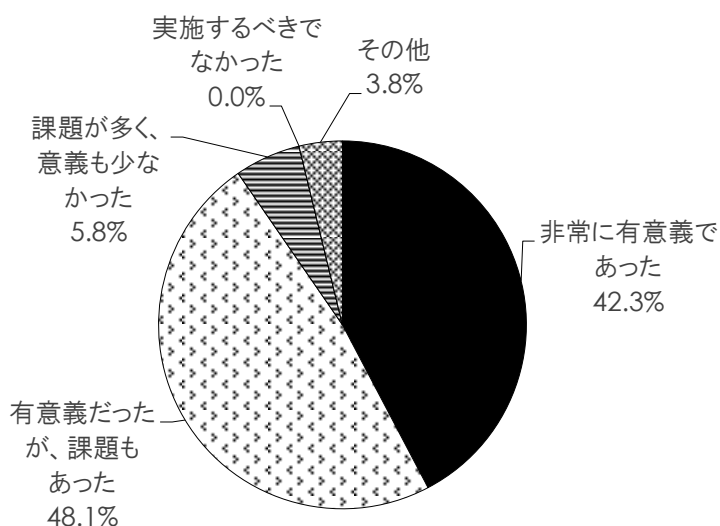
■協働事業の経験は7割に上り、概ね高い評価を得ている

図 他団体や市との協働事業の実施経験（択一／団体・問31）



団体アンケートでは、「ある」と答えた団体が68.6%であり、協働経験のある団体が約7割に上ります。

図 実施した協働事業の評価（択一／団体・問31-2）

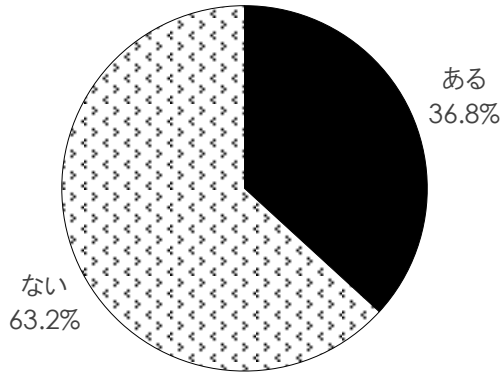


団体アンケートでは、実施した協働事業を「非常に有意義であった」（42.3%）、「有意義であったが、課題もあった」（48.1%）を合わせ90%以上が『有意義であった』と答えています。

一方で、「有意義であったが、課題もあった」（48.1%）は約半数に上り、「課題が多く、意義も少なかった」と答えた団体も5.8%あり、協働事業を実施することの難しさもうかがえます。

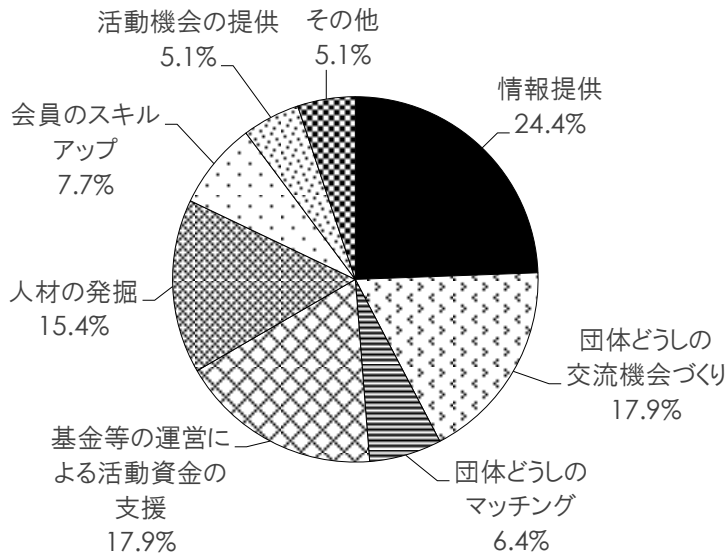
■中間支援団体に対しては、情報提供や交流機会、資金の支援などを求めている

図 運営支援や連携の中核的な役割（中間支援）を担う団体の有無（択一／団体・問23）



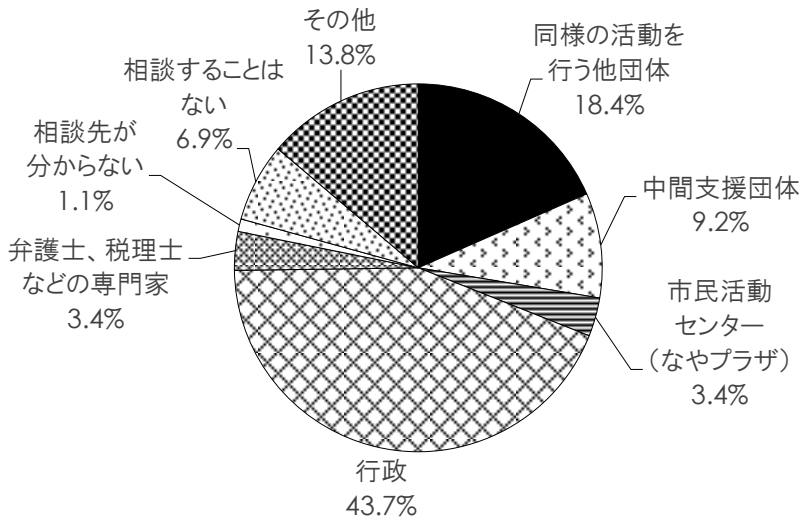
団体アンケートでは、中間支援を担う団体が「ある」と答えた団体が36.8%であり、約3分の1が中間支援団体とのかかわりがあります。

図 中間支援に期待する役割（択一／団体・問24）



団体アンケートでは、中間支援に期待する役割として「情報提供」（24.4%）をはじめとして、「団体どうしの交流機会づくり」や「基金等の運営による活動資金の支援」（共に17.9%）を求めているといえます。

図 主な相談先（択一／団体・問27）

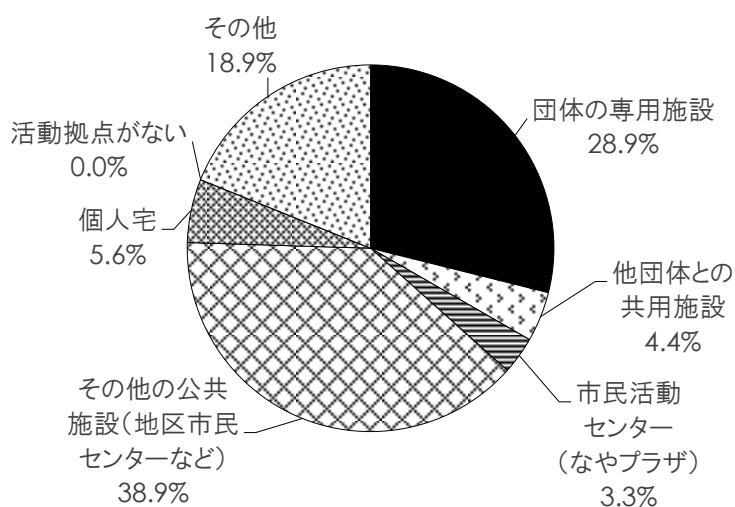


団体アンケートからは、相談先の多くが「行政」（43.7%）であり、「中間支援団体」（9.2%）や「市民活動センター（なやプラザ）」（3.4%）は相対的に少ない結果となりました。

④ 市民活動の活性化について

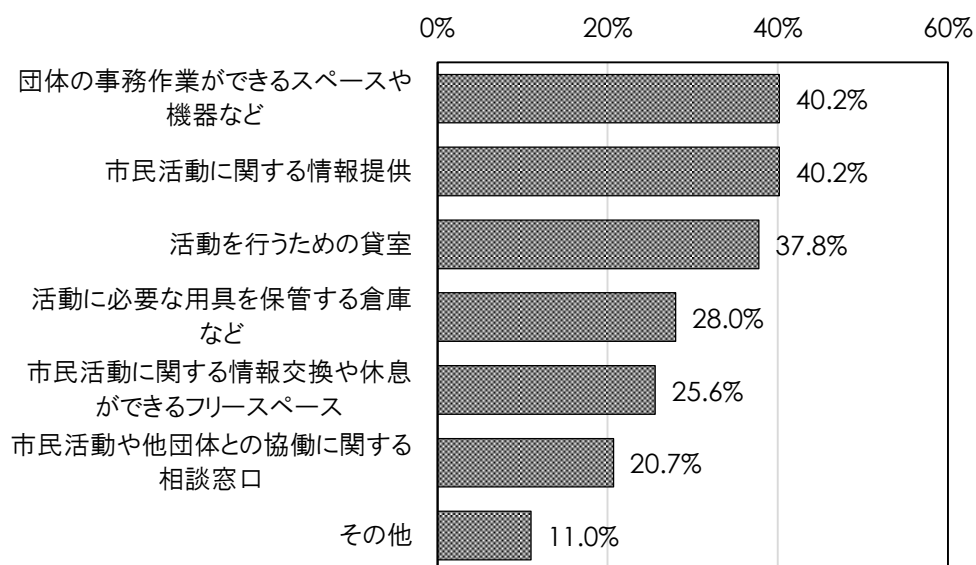
■市民活動拠点に対しては、スペースの確保や情報提供機能が求められている

図 主な活動拠点（択一／団体・問7）



団体アンケートによると、活動拠点としては「その他の公共施設（地区市民センターなど）」が38.9%と最も多く、次いで「団体の専用施設」（28.9%）となっています。活動拠点を「他団体との共用」や「個人宅」に頼っている団体もわずかながらあります。

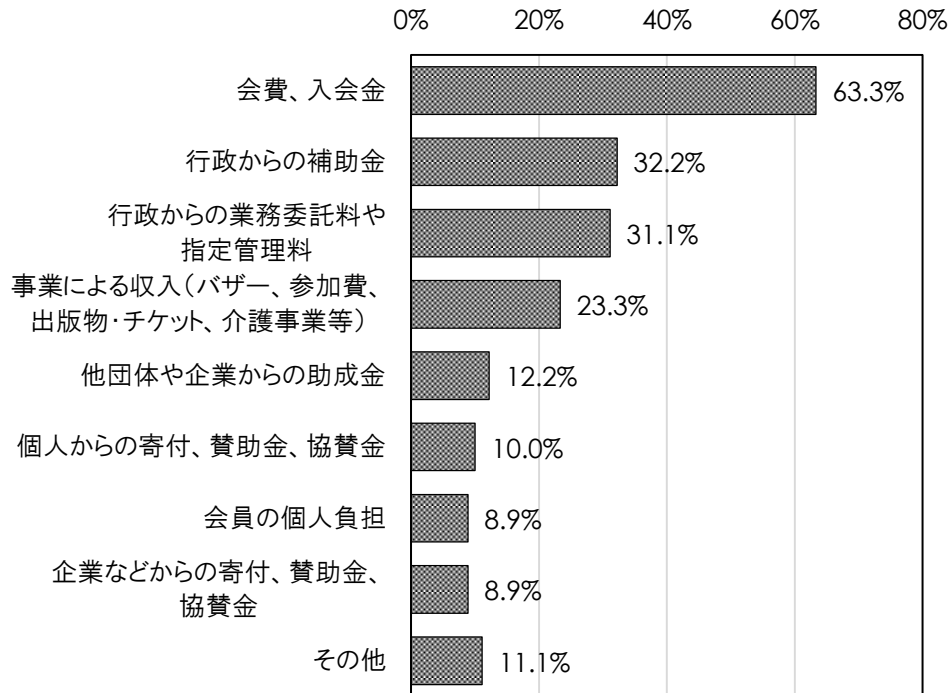
図 市民活動の拠点に優先して必要な機能（3つまで選択／団体・問28）



団体アンケートでは、活動拠点に対し「団体の事務作業ができるスペースや機器など」や「市民活動に関する情報提供」（共に40.2%）といった機能を求めており、次いで、「活動を行うための貸室」（37.8%）が続きます。拠点機能には、スペースの確保や情報提供機能が求められているといえます。

■活動資金は会費と行政からの補助金等が比較的多く、寄付などは少ない

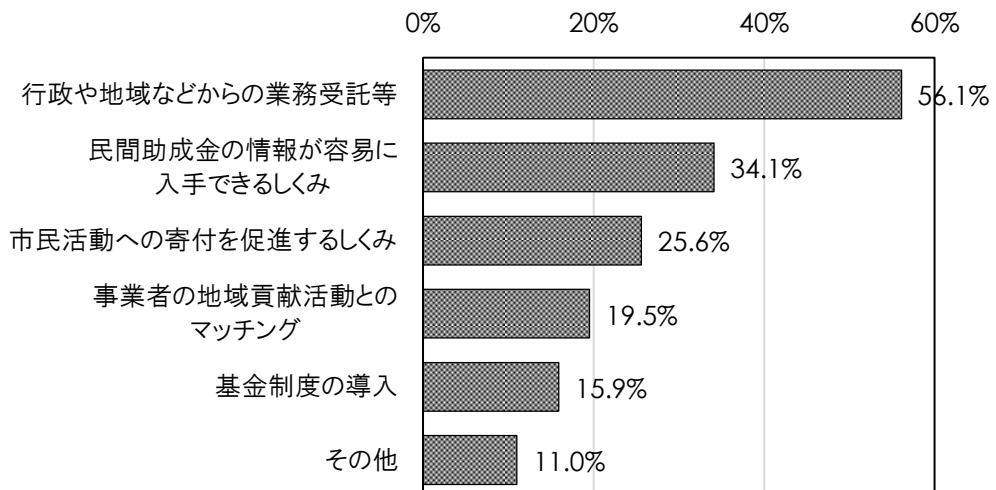
図 活動資金の調達先（3つまで選択／団体・問8）



団体アンケートによると、活動資金の調達先として「会費・入会金」が63.3%と最も多く、次いで、「行政からの補助金」(32.2%)、「行政からの業務委託料や指定管理料」(31.1%)と続いています。

一方、個人や企業などからの寄付や助成金などは少ないことがうかがえます。

図 資金獲得のしくみとして有効なもの（2つまで選択／団体・問29）



団体アンケートからは、資金獲得のために有効なこととして、「行政や地域などからの業務受託等」と答えた団体が最も多く56.1%に上っています。次いで、「民間助成金の情報が容易に入手できるしくみ」(34.1%)、「市民活動への寄付を促進するしくみ」(25.6%)と続いています。

市民協働に関するアンケート調査

【調査ご協力をお願い】

皆様には、日頃より市政にご理解とご協力をたまわり、誠にありがとうございます。

本市では、「四日市市市民協働促進条例」にもとづき、市民協働を進めるための計画の策定を進めています。このアンケート調査は、市民活動団体の皆様に活動状況や市民協働についてのお考えをおたずねし、計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的として実施するものです。なお、この調査は、市民活動センター（なやプラザ）に登録のある団体、及び本市から事業委託や補助を受けられている団体に、ご協力をお願いしております。

ご回答いただいた調査内容は、上記の目的にのみ利用させていただくもので、個々の団体の回答内容は公表いたしませんので、率直なご意見をお聴かせください。

お忙しい中、恐縮ですが、今後の四日市市における市民協働の重要な資料となりますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月

四日市市長 田中 俊行

ご記入に当たっての注意事項

- 1 各設問では、該当する選択肢の数字に○印を付けてください。また、欄のある設問については、欄内に文字や数字をご記入ください。
- 2 記入は黒のボールペンか鉛筆でお願いします。
- 3 前の設問の回答によって、次にお答えいただく設問が異なる場合があります。『問●で「○」を選んだ方におうかがいします』などの案内に従ってご記入ください。
- 4 ご記入が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、7月25日(土)までに郵便ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。

このアンケートに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

四日市市 市民文化部 市民協働安全課
電話 059-354-8179

貴団体の組織・体制についておたずねします。

問1 名称をご記入ください。

名 称	
-----	--

問2 設立はいつですか。

昭和・平成 年 月

問3 会員についてご記入ください。

(1) 会員数 人

(2) 会員の概ねの平均年齢（チェック☑を入れてください）

20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

貴団体の活動状況についておたずねします。

問4 主な活動分野は、次のどれに当たりますか。（○は3つまで）

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1. 保健・医療・福祉 | 11. 国際協力 |
| 2. 社会教育 | 12. 男女共同参画 |
| 3. まちづくり | 13. 子どもの健全育成 |
| 4. 観光 | 14. 情報化社会 |
| 5. 農山漁村 | 15. 科学技術 |
| 6. 学術・文化・芸術・スポーツ | 16. 経済 |
| 7. 環境の保全 | 17. 雇用・労働 |
| 8. 防災・災害救援 | 18. 消費者保護 |
| 9. 防犯・地域安全 | 19. 中間支援 |
| 10. 人権・平和 | 20. その他〔 <input type="text"/> 〕 |

問5 どれくらいの頻度で活動していますか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. ほぼ毎日 | 4. 半年に1～2回程度 |
| 2. 週に1～2回程度 | 5. 年に1～2回程度 |
| 3. 月に1～2回程度 | 6. その他〔 <input type="text"/> 〕 |

問6 主な活動範囲は、つぎのどれですか。（○は1つ）

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 1. 町内 | 5. 北勢地域 |
| 2. 小学校区程度 | 6. 三重県全域 |
| 3. 地区市民センターの区域 | 7. 全国 |
| 4. 全市 | 8. その他〔 <input type="text"/> 〕 |

問7 主な活動拠点は、どこですか。(〇は1つ)

1. 団体の専用施設
2. 他団体との共用施設
3. 市民活動センター（なやプラザ）
4. その他の公共施設（地区市民センターなど）
5. 個人宅
6. 活動拠点が無い
7. その他〔 〕

問8 主に何によって活動資金をまかなっていますか。(〇は3つまで)

1. 会費、入会金
2. 会員の個人負担
3. 個人からの寄付、賛助金、協賛金
4. 企業などからの寄付、賛助金、協賛金
5. 事業による収入（バザー、参加費、出版物・チケット、介護事業等）
6. 他団体や企業からの助成金
7. 行政からの補助金
8. 行政からの業務委託料や指定管理料
9. その他〔 〕

問9 これからの活動をさらに充実させるため、必要と思うこと何ですか。(〇は3つまで)

1. 人材、会員を増やす
2. 活動に必要な情報を得ていく
3. 楽しんで活動している様子を広く発信していく
4. 他団体との連携や交流をさらに図っていく
5. 活動資金を増やす
6. 安定した活動拠点を確保していく
7. 会員相互のコミュニケーションをさらに深めていく
8. 特になし
9. その他〔 〕

問10 これまでに活動をしていて、手ごたえや、やりがいを感じられるのはどんな時ですか。(〇は2つまで)

1. 活動を通じて感謝の言葉をかけられたとき
2. イベントが成功するなど、活動の目的が達成されたとき
3. 活動の必要性が認められ、他の団体などでの広がりが生まれてきたとき
4. 新たな人たちとのつながりが生まれたとき
5. メディアに取り上げられるなど広く広報できたとき
6. 表彰を受けるなど活動に対する良い評価を受けたとき
7. 特になし
8. その他〔 〕

活動の「担い手」についておたずねします。

問 11 最近3～5年間での会員数の動向は、次のどれに当たりますか。(〇は1つ)

1. 増加傾向にある
2. 現状維持である
3. 減少傾向にある
4. 活動して間もないためわからない

問 12 活動を進めるために、会員数は十分だと思いますか。(〇は1つ)

1. 十分である
2. 概ね足りている
3. やや不足している
4. たいへん不足している

問 12-1 問 12 で「3」または「4」を選んだ方におうかがいします。
必要としている人材は、どのような人ですか。(〇は3つまで)

1. 事務や会計ができる人(パソコン作業を含む)
2. 情報関連業務(ホームページの管理やツイッター・フェイスブックなど)が得意な人
3. 対外的な交渉や広報が得意な人
4. 事業企画ができる人
5. 労務や税務、法律面等の専門的な知識や経験のある人
6. ヘルパーや保育士、調理師、建築士等の専門的な技術や資格のある人
7. 活動を手伝ってくれる人
8. 一緒に活動を楽しめる仲間
9. その他〔 〕

問 13 活動の中心メンバー(役員や事業運営の中心となる人)の現在の課題は何ですか。
(〇は1つ)

1. 特定の人に負担が集中している
2. 高齢化している
3. 後継者がいない
4. 有給職員を雇いたいが、資金がない
5. 必要な知識や技術が不足している
6. 特に問題はない
7. その他〔 〕

問 14 市民活動に参画する人材の発掘に効果的だと思うのは何ですか。(〇は2つまで)

1. 人的なつながりによる声かけや紹介
2. イベント開催時の勧誘
3. ホームページやSNSなどを活用した募集
4. 人材登録制度の活用(市の人材マッチング事業など)
5. 企業による従業員の市民活動への参加配慮
6. その他〔 〕

問 15 必要としている人材を育成していくための方法として効果的と思われるものは何ですか。(〇は2つまで)

1. 必要な技能や知識を習得する研修会や講習会などへの参加
2. 団体間での交流や連携による学び合い
3. 団体内での専門知識や技能の継承
4. 能力を発揮できる機会の提供
5. 特にない
6. その他 []

活動にあたっての「情報」についておたずねします。

問 16 活動に当たって参考となる情報は、主にどこから入手していますか。(〇は1つ)

1. 行政の広報やケーブルテレビ、市ホームページなど
2. 関連団体
3. 市民活動センター（なやプラザ）
4. 新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等のメディア
5. ミニFM局・ケーブルテレビ・地域情報誌等のローカルメディア
6. インターネットでの検索
7. その他 []

問 17 活動を進めるための情報の内容や量は十分だと思いますか。(〇は1つ)

1. 十分である
2. 概ね足りている
3. やや不足している
4. たいへん不足している

問 18 必要としている情報は、主にどのような情報ですか。(〇は3つまで)

1. 事業企画に関する専門知識やノウハウ
2. 情報発信や広報に関する専門知識やノウハウ
3. 活動に協力してくれる人材に関する情報（ボランティア、専門家等）
4. 助成金や補助金・融資等、活動資金に関する情報やそれらを獲得するためのノウハウ
5. 活動の場所や施設に関する情報
6. 他の団体の活動に関する情報（連携の可能性、成功事例等）
7. 国や市の制度に関する情報
8. 特に必要な情報はない
9. その他 []

問 18-1 市民活動の活性化を図るため、他団体との共有化が今後さらに図られると良いと思う情報の内容は何か。上記問 18 の項目から選択し、番号を記入してください。(3つまで)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

(その他の場合の記入欄) []

問 19 情報発信力をさらに高めていくために効果的と思われるものは何ですか。(〇は2つまで)

1. 他団体や市と連携を図り、効率的かつまとまった情報発信
2. イベントなど、市民活動を紹介する機会の創設や増大
3. 新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等のメディアを通じた情報発信
4. ミニFM局・ケーブルテレビ・地域情報誌等のローカルメディアを通じた情報発信
5. ホームページやSNSなど新たな広報媒体の活用
6. その他〔 〕

問 20 市民活動に関する情報を広く共有していくために効果的と思われる手段や方法は何か。(〇は2つまで)

1. 活動拠点での情報掲示
2. SNSの活用
3. 他団体との意見交換の場の提供
4. 中間支援団体などによる仲介
5. その他〔 〕

貴団体の強化についておたずねします。

問 21 発足当時と比べて活動状況はどう変わってきましたか。（〇は1つ）

1. 活発化してきている
2. 現状維持である
3. 停滞してきている
4. 活発化と停滞を繰り返している

問 21-1 問 21 の要因として最もあてはまるものは何ですか。（〇は3つまで）

1. ニーズ増大
2. ニーズ横ばい
3. ニーズ減少
4. ニーズ変化への対応
5. ニーズ変化への不対応
6. 活動どうしの競合が激化
7. 活動どうしの競合が減少
8. その他〔 〕

問 22 運営を強化していくために、必要なものは何ですか。（〇は3つまで）

1. 組織運営のスキル
2. 会員の増やし方のノウハウ
3. 活動分野に関する専門性
4. ボランティアマネジメントのスキル
5. 雇用・労務の知識
6. 会計・税務の知識
7. 寄付の集め方のノウハウ
8. 広報紙、チラシの作り方のノウハウ
9. 情報技術を使った情報発信（ブログ、ツイッター、フェイスブック等）のスキル
10. 企画書の書き方、プレゼンテーションの仕方、報告書の作り方等のノウハウ
11. 事業にかかわるリスク対応（保険、個人情報保護、クレーム対応、危機管理等）スキル
12. NPO 法人格のとりかた、認定 NPO 法人についての知識
13. その他〔 〕

問 23 貴団体とかかわりのある団体の中で、貴団体の運営支援や連携の中核的な役割(中間支援)を担っている団体はありますか。(〇は1つ)
ある場合は、具体的名称をお教えてください。

1. ある → 団体名：〔 〕
2. ない

問 24 今後、中間支援の役割として、どのようなことを担ってみたいですか。(〇は1つ)

1. 情報提供
2. 団体どうしの交流機会づくり
3. 団体どうしのマッチング
4. 基金等の運営による活動資金の支援
5. 人材の発掘
6. 会員のスキルアップ
7. 活動機会の提供
8. その他〔 〕

問 25 これから市民活動は、さまざまな担い手によるささえあいのもとでさらに広がり、持続的なものとするのが求められています。そのために、市民活動団体は、特に何を強化する必要があると思いますか。(〇は3つまで)

1. 団体としての自立性の向上
2. 団体及びその活動内容の情報発信
3. 協働を進めることへの意欲の向上
4. 人材の確保や育成
5. 専門性の追求
6. 企画・立案能力の向上
7. 事務処理能力の向上
8. 資金面の確保
9. その他〔 〕

貴団体の活動の活性化についておたずねします。

問 28 今後、活動を高めていくにあたり、市民活動の拠点にどのような機能が優先して必要ですか。(〇は3つまで)

1. 団体の事務作業ができるスペースや機器など
2. 市民活動に関する情報交換や休息ができるフリースペース
3. 市民活動や他団体との協働に関する相談窓口
4. 活動に必要な用具を保管する倉庫など
5. 活動を行うための貸室
6. 市民活動に関する情報提供
7. その他〔 〕

問 29 活動を進めていくうえで必要な資金を獲得するためのしくみとして有効と考えられるものは何ですか。(〇は2つまで)

1. 市民活動への寄付を促進するしくみ
2. 基金制度の導入
3. 民間助成金の情報が容易に入手できるしくみ
4. 事業者の地域貢献活動とのマッチング
5. 行政や地域などからの業務受託等
6. その他〔 〕

市民協働への理解についておたずねします。

問 30 市民協働促進条例では、市民協働とは、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むこととしています。市民協働のまちづくりを進めるためには、まず多くの市民の理解と参加を得ることが必要となりますが、それらの意識づくりを進めるために効果的だと思うのは何ですか。(〇は2つまで)

1. 地域での講座や研修会の開催
2. 市民協働の方法や実例を紹介する解説書の作成、配布
3. イベントや講演会などの開催を通じた市民活動団体の活動情報の積極的な発信
4. 市民に身近なところで協働事業の実施をさらに多くしていく
5. その他〔 〕

問 31 他団体や行政との協働事業を実施した経験がありますか。(〇は1つ)
ある場合は、協働の相手についてもお書きください。

1. ない
2. ある → 協働の相手は：〔 〕

問 31-1 問 31 で「2」を選んだ方におうかがいします。
その協働事業は、どのような形態でしたか。(〇はいくつでも)

1. 共催事業の実施
2. 受託事業の実施
3. 補助事業の実施
4. 実行委員会・協議会などの立ち上げ
5. 指定管理者の指定
6. 事業に関する提案
7. 事業への協力(スタッフの派遣、会場提供、広報宣伝、他団体との連絡調整など)
8. その他〔 〕

問 31-2 問 31 で「2」を選んだ方におうかがいします。
その協働事業について、どのように評価されますか。(〇は1つ)
また、その理由をご記入ください。

1. 非常に有意義であった
2. 有意義だったが、課題もあった
3. 課題が多く、意義も少なかった
4. 実施するべきでなかった
5. その他〔 〕

【理由】

問 32 将来に向けて真に暮らしやすいまちとなることを目指し、市民、市民活動団体、企業、行政などが、それぞれの役割を持って市民協働を進めるために、特に重要なことはどんなことだと思いませんか。(〇は1つ)

1. 市民一人ひとりが意識を高めること
2. 社会全体で、協働の重要性についての共通理解を築くこと
3. 役割分担を最適化するコーディネート機能を持つこと
4. 活動資金が円滑にまわるしくみを構築すること
5. 担い手となる人材を育成すること
6. 活動機会が広く与えられること
7. その他〔 〕

**最後に、真に暮らしやすいまちとなることを目指した市民活動、
市民協働全般について、ご意見等があればお書きください。**

アンケートは以上です。どうもありがとうございました。

問 6 あなたが市民活動の情報を得るとしたら、どんな方法で入手できると良いですか。(〇は2つまで)

1. 口コミ
2. 雑誌、新聞
3. イベント
4. 街頭でのチラシ配布
5. テレビ、ラジオなどの放送メディア
6. ライン、フェイスブック、ツイッターなどのSNS
7. 市の広報紙や地区のおしらせ
8. わからない
9. その他〔 〕

問 7 どのような参加方法なら、市民活動に参加しやすいですか。(〇は2つまで)

1. 資金の提供(寄附を含む)
2. 能力や技術を活かす
3. 労働力を提供する
4. 自宅などの場所を提供
5. 機材を提供
6. わからない
7. その他〔 〕

問 8 市民活動を行うには、多くの場合、活動資金を集めることが必要となりますが、どのような方法が最も有効だと思いますか。(〇は1つ)

1. 街頭での募金
2. チャリティ イベント
3. 会員の会費
4. 企業や行政などによる助成
5. インターネットを利用した寄附
6. わからない
7. その他〔 〕

問 9 市民協働促進条例では、市民協働とは、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むこととしています。あなたは、この「市民協働」をご存知でしたか。(〇は1つ)

1. 知っていた
2. 内容はわからないが、言葉は聞いたことがある
3. 聞いたことがない

問 10 次の市民活動分野で、これからさらに市民協働にもとづく取り組みが必要になるだろうと思われるものをお選びください。(〇は3つまで)

1. 保健・医療・福祉
2. 社会教育
3. まちづくり
4. 観光
5. 農山漁村
6. 学術・文化・芸術・スポーツ
7. 環境の保全
8. 防災・災害救援
9. 防犯・地域安全
10. 人権・平和
11. 国際協力
12. 男女共同参画
13. 子どもの健全育成
14. 情報化社会
15. 科学技術
16. 経済
17. 雇用・労働
18. 消費者保護
19. 中間支援
20. その他〔 〕

■委員名簿

市民協働促進計画検討委員会委員

(敬称略、委員は50音順)

委員長	名古屋学院大学 現代社会学部 教授	井澤 知旦	学識経験者
副委員長	三重短期大学 生活科学科 教授	長友 薫輝	学識経験者
委員	特定非営利活動法人 四日市こどものまち 理事	伊藤 美香	市民活動団体 (教育・文化)
	特定非営利活動法人 四日市の交通と街づくりを考える会 理事	井村 昌広	市民活動団体 (公共交通)
	四日市市自治会連合会 会長	小川 泰雪	地縁団体
	特定非営利活動法人 四日市NPO協会 理事	金 憲裕	市民活動団体 (中間支援)
	株式会社プラトンホテル 専務取締役 支配人	黒田 美和	企業関係者
	特定非営利活動法人 森林の風 会長	瀧口 邦夫	市民活動団体 (自然環境)
	ライフサポート三重西 運営委員会 委員長	田中 紘美	市民活動団体 (地域福祉)
	三重ママサロナーゼ club 代表	山田 舞	市民活動団体 (女性支援)
	特定非営利活動法人 障害者福祉チャレンジド・ネット 理事長	山本 征雄	市民活動団体 (障害者福祉)

■策定経過

年	月 日	会議等	検討内容等
平成 27年	7月 1日	第1回市民協働促進計画検討委員会	計画策定趣旨、今後の進め方
	7月～8月	市民活動団体及び市民等に対するアンケート実施	
	8月 5日	第2回市民協働促進計画検討委員会	基本方針等検討、ヒアリング等調査中間報告
	10月14日	第3回市民協働促進計画検討委員会	企業の社会貢献活動担当者や地縁団体の代表者の方との意見交換、ヒアリング等調査報告、計画素案検討①
	11月18日	第4回市民協働促進計画検討委員会	計画素案の検討②
	12月25日 ～1月25日	パブリックコメント実施	
平成 28年	3月30日	第5回市民協働促進計画検討委員会	今後の推進について意見交換

■四日市市市民協働促進条例

平成 26 年 12 月 22 日

条例第 43 号

私たちのまち四日市市は、「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」を制定し、市民、市議会及び市の執行機関が相互に協力しながら、豊かな地域社会の実現を目指してきました。

これまで、市内では、地域色豊かなまちづくりを自治会組織等が担ってきました。その一方で、子育て支援・福祉・防犯・防災の分野をはじめ多くの場面で、地域に根ざした市民活動を行う団体が増えています。

こうした意識の高まりによって始まった市民活動が、さまざまな担い手の支え合いのもとでさらに広がり、持続的なものとするのが求められています。これからは、市民活動への参加、参画、さらには、市民と市との協働により、お互いが支え合う必要があります。

市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを市民一人一人が理解し、これを促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指し、ここに「四日市市市民協働促進条例」を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性に鑑み、本市における市民活動を持続的に発展させるために市民協働の促進を図り、もって誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (2) 事業者 本市内に存する会社、営業所、工場等をいう。
- (3) 市民活動 市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 市民活動団体 地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (5) 市民協働 市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことをいう。

（基本理念）

第 3 条 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市市民自治基本条例（理念

条例) (平成17年四日市市条例第1号。以下「市民自治基本条例」という。) 第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。

2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。

3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

(議会の役割)

第6条 議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。

2 市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。

(市の施策)

第9条 市は、市民協働を促進するため、市民活動の総合的な窓口を置くとともに、市民等、市民活動団体及び事業者に対し情報の提供を行い、並びに市民活動団体に対し活動場所の提供及び財政的支援等適切な施策を実施するものとする。

(参入の機会提供)

第10条 市は、市民協働を促進するため、市民活動団体が専門性、地域性等の特性を生かすことができる分野において、行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第11条 市長は、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、市民協働に関する計画(以下「市民協働促進計画」という。)を定めるものとする。

(市民協働促進委員会)

第12条 市は、市民協働の促進に関する必要な事項を審議するため、四日市市市民協働促進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 前条に規定する市民協働促進計画の検証に関すること。

(2) その他市民協働の促進に関する重要事項に関すること。

- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、市民協働の促進に関し必要と認められた事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。
- 4 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

（団体等の届出制度）

第13条 市は、市民協働の促進、市民活動団体との連携及び情報の共有等の活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の届出制度を設ける。

- 2 市民活動団体は、別に規則で定める要件を備えることにより、市に届出をすることができる。

（活動拠点の整備）

第14条 市は、市民協働の活性化のため、活動の拠点となる施設の充実を図るものとする。

（財政的支援）

第15条 市は、市民協働を促進するため、市民活動に対し、基金制度等を整備し、財政的支援をするよう努めなければならない。

（情報公開等）

第16条 市は、市民協働に関する情報提供及び情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、第11条に規定する市民協働促進計画及びその実施状況を公表しなければならない。
- 3 市民活動団体は、公正な運営を行うとともに、その活動に関する情報を公開するよう努めるものとする。

（条例の見直し）

第17条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認められたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

■四日市市市民自治基本条例（理念条例）

平成17年2月4日

条例第1号

改正 平成23年7月12日条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 市民の役割（第4条、第5条）

第3章 市の執行機関の役割（第6条～第10条）

第4章 市議会の役割（第11条～第14条）

第5章 行政運営に関する基本姿勢（第15条～第21条）

第6章 市民投票（第22条）

第7章 条例の位置付け等（第23条、第24条）

第8章 委任（第25条）

附則

私たちのまち四日市は、鈴鹿山脈や伊勢湾などの素晴らしい自然に恵まれ、宿場町として、また古くから「市」が開かれたまちとして栄えてきました。現在では、世界に開かれた四日市港を基盤として石油化学コンビナートや各種産業が集積しており、万古焼、お茶、そうめんなどの地場産業とあわせて盛んな生産活動が行われる活気あふれる都市としてさらに発展しています。

本市は、長らく国の指導のもとに画一的行政運営を行ってきましたが、既にこれまでの行政運営の限界が明らかとなってきています。本来、四日市のことは私たち自らが責任を持って決定するものでなければなりません。そこでは、本市が、本市の地域特性を踏まえた、行政運営を行うにあたっての拠りどころとなる条例を新たに定めることが必要となってきています。

また、本市が今後も三重県下最大の人口を有する中核都市として発展を続けていくためには、新しい無駄のない行政運営を行うこととともに、市民憲章の精神を活かして市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを行っていくことが求められます。

従って、これからの時代にふさわしい、四日市市市民自治基本条例（理念条例）の制定により、市民主権の市政の実現を宣言し、その実現に向けた行政運営のあり方及び市民、市の執行機関及び市議会の役割や協働のあり方を明らかにすることで、市民誰もが様々な形で市政に参加し、市の執行機関や市議会とともにより良い四日市の「まちづくり」を担っていけるような仕組みを作り上げることで、豊かで人権が尊重される地域社会の実現を目指していくものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の行政運営に関する基本理念を定めるとともに、市民等、市の執

行機関及び市議会の役割を定めることにより、市政における協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいいます。
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
- (3) 事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。
- (4) 市の執行機関 市長のほか、教育委員会及び消防本部をいいます。
- (5) 市長等 市長その他市の執行機関の長をいいます。
- (6) 市議会 市議会議員をもって構成される本市の意思決定機関をいいます。
- (7) 市民参加 市民が、市の行政運営（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項の規定により市が処理するものとされている事務を執行する際に、市の執行機関が行う活動をいいます。以下同じ。）に主体的に参加し、市の政策に関する計画、実施及び評価の過程において、自己の意思を反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (8) 市民自治 市民、市の執行機関及び市議会が、市民参加を適正に行うことにより、それぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会を実現することをいいます。

(一部改正〔平成23年条例25号〕)

(基本理念)

第3条 市民、市の執行機関及び市議会は、相互に協力して市民自治の実現に努めるものとします。

- 2 市民、市の執行機関及び市議会は、それぞれの立場及び特性を理解し、相互の信頼関係を保持するように努めるとともに、それぞれの意思を尊重するものとします。
- 3 市民、市の執行機関及び市議会は、常に平等公正を旨とし、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由にした差別の根絶に全力を尽くすものとします。
- 4 市民、市の執行機関及び市議会は、市の行政運営及び市議会の運営に関する情報を共有し、公正かつ効率的な市政の実現に努めるものとします。

第2章 市民の役割

(市民の権利)

第4条 市民は、この条例に定めるところにより、次の各号に定める権利を有します。

- (1) 市の行政運営に関する情報を知る権利
- (2) 市の政策の立案から評価に至る過程において自己の意見を表明し、かつ、市の意思形成に関与する権利

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する権利を保有していることを自覚し、積極的に市の行政運営に参加するよう努めるものとします。

- 2 市民は、前条に規定する権利の行使に当たり、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。

3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、本来の目的を逸脱して他の目的のために前条に規定する権利を濫用することのないよう努めるものとします。

4 事業者は、市民自治の実現に協力するとともに、その従業員たる市民が前条に規定する権利を行使しようとするときは、可能な限り便宜を図るよう努めるものとします。

第3章 市の執行機関の役割

(意向の把握等)

第6条 市の執行機関は、基本理念にのっとり行政運営に当たるとともに、行政運営に対する市民等の満足度を高めるため、常に市民等及び市議会の意向の把握及びその意向の尊重に努めるものとします。

(情報の公開)

第7条 市の執行機関は、市民参加を推進するため、行政運営に関する情報を多様な媒体を用いて積極的に公開するよう努めるものとします。

(説明責任等)

第8条 市の執行機関は、市民等に対して、行政運営の内容を明確かつ平易に説明するよう努めるものとします。

2 市長は、市議会に対して、行政運営の状況を随時報告するとともに、市議会から行政運営の状況について報告するよう要求があったときは、速やかに当該行政運営の状況について報告するよう努めるものとします。

(市民参加の実施等)

第9条 市の執行機関は、別に条例及び規則を定めることにより市民等から募集した意見を市の政策形成に反映させることを目的とする制度その他市民参加にかかる制度を導入し、政策の立案、実施及び評価の各過程において、市の行政運営に市民等の意見を可能な限り反映させるよう努めるものとします。

(市長等の責務等)

第10条 市長等は、所管の事務を管理し、又は執行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めるものとします。

2 市長等は、職員を適切に指揮監督するとともに、職員の知識と能力の向上を図り、効果的かつ効率的な組織運営に努めるものとします。

3 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、政策の立案及び遂行に関する能力の向上に努めるものとします。

第4章 市議会の役割

(市議会の責務)

第11条 市議会は、本市の意思決定機関としての責任を自覚するとともに、行政運営に関する監視機能、検査機能及び政策立案機能の充実を図り、市民自治の推進に努めるものとします。

(議長の責務)

第12条 市議会の議長（以下「議長」といいます。）は、誠実かつ公正な職務遂行に努めるとともに、効果的かつ効率的な議会運営を図るよう努めるものとします。

2 議長は、市議会の事務局職員を適切に指揮監督するとともに、市議会の事務局職員の知識と能力の向上を図るよう努めるものとします。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の負託を受け市議会議員に選出された責任を自覚し、政策形成能力その他の市議会議員として必要な能力の向上に努めることにより、誠実かつ公正な職務遂行に努めるものとします。

2 市議会議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の関係法令を遵守し、市民の信頼を確保するとともに、清浄かつ健全な市政の発展に寄与するよう努めるものとします。

(情報の公開等)

第14条 市議会は、市民との情報の共有を推進するため、市議会が保有する情報を公開するとともに、本会議、委員会等の会議の公開その他積極的な情報提供の手段を用いて開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

2 市議会は、市民参加を推進するため、市民の意見を市議会運営に反映させることを目的とする制度その他の市民参加にかかる制度を導入するよう努めるものとします。

第5章 行政運営に関する基本姿勢

(個人情報の保護)

第15条 市の執行機関は、基本的人権の擁護及び公正で民主的な行政運営を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行うものとします。

(手続の適正性確保)

第16条 市の執行機関は、公正かつ民主的な行政運営の推進を図るため、市が行う処分及び行政指導並びに市への届出に関する手続を適正に行うものとします。

(苦情等の処理)

第17条 市の執行機関は、市民等から行政運営に関する意見、要望又は苦情が提出されたときは、事実関係の調査に着手し、その結果を速やかに提出者に回答するよう努めるものとします。

(総合計画)

第18条 市の執行機関は、総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想並びに基本構想を具体化するため行政運営の基本方針等を定める基本計画及び推進計画で構成されるものをいいます。）を作成し、効果的かつ効率的に市の施策を推進するとともに、その進捗状況を公表するものとします。

（一部改正〔平成23年条例25号〕）

(行政評価)

第19条 市の執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

(財政運営等)

第20条 市の執行機関は、中長期的な展望に立ち、自主的かつ健全な財政運営を行うよう努めるものとします。

2 市の執行機関は、予算、決算その他の財政状況（以下この項において「財政状況」といいます。）を公表するとともに、市民等に財政状況を平易に説明するものとします。

(執行体制の整備)

第21条 市長等は、社会情勢の変化及び本市が直面する課題に対応するため、並びに市民等及び市議会からの要求に的確に対応するため、その組織及び機構の妥当性を絶えず検証

し、効果的で効率的な執行体制を整備するとともに、必要に応じて組織横断的な調整を図り、適切な対応を行うよう努めるものとします。

第6章 市民投票

第22条 市は、市政に係る重要事項について、直接、市民の意見を確認するため、別に条例を定めることにより、市民投票を実施することができます。

第7章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、市の行政運営に関する基本理念を定めたものであり、市が他の条例を制定又は改正するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を確保するよう努めるものとします。

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに適當であるか否かを検討するとともに、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとします。

第8章 委任

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行します。

(平成17年8月規則第67号で、同年9月1日から施行)

附 則 (平成23年7月12日条例第25号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

四日市市市民協働促進計画 【2016年度～2020年度】

発行年月／平成 28 年 3 月 発行／四日市市

編 集／四日市市市民文化部市民協働安全課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号

電話 059-354-8179 ファクス 059-354-8316

Eメール shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp